

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

平成26年 9月 8日 開会 10時03分 閉会 11時45分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

坊野 公 治 荒 木 謙 二 河 合 謙 治 上 野 安 是
佐 藤 豊 井 口 勇 森 本 典 夫

4. 欠席委員名

な し

5. その他の会議出席者

(1) 議 長 宮 地 俊 則

(2) 事務局職員

事 務 局 長 三 宅 道 雄 事 務 局 次 長 岡 田 光 雄
主 任 大 山 次 郎

6. 傍聴者

(1) 議 員 なし

(2) 一 般 なし

(3) 報 道 なし

7. 発言の概要

委員長（坊野公治君） ただいまから市民福祉委員会を開会いたしたいと思ひます。

〈議長あいさつ〉

〈所管事務調査について〉

〈放課後児童クラブについて〉

委員長（坊野公治君） 先日、所管事務調査として学童保育の施設整備の検討ということで4クラブのほうを視察させていただきました。大変ご苦労さまでした。

そうした中で、それをもってして、本日はこの放課後児童クラブの現状の把握についてをまず行いまして、その後、施設のアンケートについて、またそして現地視察で見えた施設の問題点について皆様方からのご意見をいただきたいと思います。

お手元の資料の中に現在、第2回井原市子ども・子育て会議資料というところで資料をつけさせていただいていると思います。

その中で、まずはちょっと現状把握ということで、済みません、これ抜粋なのでページ数は飛んでいるところがありますので、このたびの内容についての必要事項のとこだけを抜粋させていただいております。

その中でまずは50ページ、51ページをお開きいただきたいと思います。

子ども・子育て会議の中で、資料として、現在の小学校の家族状況についてという調査事項がありまして、51ページの1の5項、家族構成、この中で2世代世帯が約6割を占めているということが現在の現状としてあらわされています。

そうした中で、52ページをお開きいただきたいと思います。

この子供の育ちをめぐる環境について、日常的に祖父母等の親族に見てもらえるというのが45%という形で約半数、半数以上がなかなか祖父母等の親族に見てもらえないという現状を見たところ、まずはこの学童保育の必要性というはあるのではないかというふうな現状が把握できると思います。

そうした中で、済みません、ちょっとページ戻るんですけども、2ページ、就学前の子供についての家族状況についてのほうも調査してあります。そうした中で続きの3ページ、就学前の子供において2世代世帯、子供と親だけの世帯というのが62.5%ということで、小学校の子供たちよりもさらにふえた状態で6割以上の家族が祖父母と一緒に暮らしてないという現状があります。

そうした中で、またその4ページ、日常的に祖父母の親族等に見てもらえるというのは、やはり45%しか見てもらえてないということを考えますと、現在もなかなか祖父母に家で学校が終わった後に見てもらえない、またこれから学校に入ってくる就学前の子供たちにおいてもほぼ同様の数字が出ているということを見ますと、やはりこの放課後児童クラブは必要な施設であるということが、この資料の中から見とれるというふうに思われるのではないかというふうに思います。

そして、下の64ページというところをお開きいただきたいと思います。

ここで放課後児童クラブについての要望と問題点というふうな形で調査していただいております。そうした中で、下の放課後児童クラブに対する要望、放課後児童クラブを利用している人の中で、現在のままでよいという方が約37%なんですけれども、ほかの方が大体何かしら要望を出されている中で施設整備の改善というのが、この要望の中では一番21%ということで多いというふうに見られます。

それで、隣のページ、65ページを見ていただきますと、放課後児童クラブに対する満足度の中では、この施設整備の数字がやはりかなり低い。2回の調査で若干改善点は見られるんですが、他の例えば病気やけがの対応とか、その辺に関しての満足度の中ではやはり施設環境についての満足度が低いというふうな形がこの数値としてあらわされております。

こうした中で所管事務調査として調査させていただいている中で、やはりこの放課後児童クラブの改善、その中で施設整備ということは必要ではないかということがこの数字からも見れるのではないかなというふうに思います。

済みません、事前配付してないので、今見ていただいたような形になると思うんですが、この数字を見られて皆様方から何かご意見はございますでしょうか。

委員(佐藤 豊君) 今、委員長のほうから説明があったとおり、現在の核家族化が鮮明に出ているんじゃないかというふうに思います。昔はおじいちゃん、おばあちゃんが家でおっていて、僕ら学校から帰ると、おじいさん、おばあさんがおやつをくれたり、遊びに行ってくるというて、その報告もできたりとか、そういう形もできたんですけれども、今はもう親御さんが保護者の方が共働きという状況の家庭が本当にふえてきているんだなというような現状を感じております。

委員長(坊野公治君) 平成26年度の放課後児童クラブの状況表ということで、この1枚物の学校別児童数及び放課後児童クラブの登録児童一覧という紙を出していただきたいと思っております。

これはことしの5月1日現在で市内の小学校全ての児童数、そして1年生から3年生までの学童クラブの利用数、4年生から6年生までの学童クラブの利用数、そして全体の数字をあらわしています。児童クラブが現在どれぐらいの割合で利用されているかということの把握をするためにこの資料をつけさせていただいております。

各学校において大小の違いはあるんですけれども、児童クラブが主に必要とされる1年生から3年生においては、平均すると33.7%の利用がされております。4年生から6年生になりますと、授業数もふえますので、利用数は大体減ってくるんですけれども、その中で7.8%の方が利用されております。平均しますと19.9%、2割の子供たちが学童クラブを必要としているという数字はこれをもって確認できるところであります。

そうした中でやはり重要なのは、学童クラブが必要とされる1年生から3年生においては33%、3割の方たちが学童クラブを必要とされているということが、やはりこの資料を持ってして重要ではないかというふうに思われます。

ですから、最初子ども・子育て会議の現況、またこの現在の市内小学校における放課後児童クラブの利用状況を見てしても、この放課後児童クラブというのが現在も本当に小学校の生活にはなくてはならないものではあるというふうなことを現状把握できると思います。

委員（佐藤 豊君） 傾向としては、中心市街地より市街区外の子供さんが放課後児童クラブのほうに入られておられるというような状況に見えるんです。その背景は想像するにやっぱりお父さん、お母さんが留守をされとって、中心市街地で学校までの距離が長いとか、また子供が一人で出歩くと非常に危険な場所が多いとかというような背景がこういったところにも出ているのではないかというふうに考えます。感想です。

委員長（坊野公治君） 続きまして、先日行いました放課後児童クラブに関するアンケート、そのアンケートをもってしての先日行いました各4クラブに対しての視察について、皆様方から何でも構いませんので、ご意見をお聞かせ頂きたいと思います。

委員（佐藤 豊君） 全体的に感じるのは、放課後児童クラブの施設と学校施設の連携といたしまししょうか、アンケートにもありますけれども、子供の遊び場が狭いとか、トイレが遠い、衛生面でトイレが余りよくないといったこと、また子供が急な熱、または病後、ちょっと不安定な状況のときに静かに寝さすスペースがないとかということを見ると、やっぱり学校と連携してそういった子供を保健室で預かるとか、また学校で遊べるのが普通に行えるような環境づくりとか、やっぱりそういったことも考えていく中で、最終的には学校の余裕教室というものが整えられるのならば、教育委員会または校長会を通して、積極的に今後活用するということが、ここにもありますけれども、耐震化、安全面の不安も払拭もできずし、子供の衛生的なトイレ等との環境も大分改善できるんじゃないかというふうに思いますんで、僕は積極的に学校と教育委員会との連携を図りながら、学校の余裕教室を活用するという方向性を強くこのアンケートでは感じておるところです。

委員長（坊野公治君） 現地視察をさせていただきまして、やはりどういう順番になるかという、その辺は担当課また教育委員会との話もあると思いますが、やはり年次的に求めていくべきであろうということは思います。

そうした中でやはり一つの委員会としての方針というのですか、その辺を私は出していくべきかなというふうに思いまして、やはり今佐藤委員が言われました余裕教室の活用、これは以前の議会答弁でも教育長のほうが答弁されているというのもありますので、やはり

余裕教室を求めていくということをまずは委員会の意見として出していくべきではないかなというふうに思いますけれども。

委員（佐藤 豊君） 実質、荏原小学校等々も余裕教室を活用されている現状があります。そうした中で学校管理者である校長とやっぱり放課後児童クラブを運営されている運営委員会また指導者との連携がぎくしゃくしているのかというような現状を余り聞きませんし、僕はそういった関係性がうまくとれば、そういった方向性が一番ベターじゃないかというふうに思うんですが、そういったことを積極的に教育委員会のほうにも申し出をしてもいいんじゃないかと思うんですが。

委員長（坊野公治君） このアンケートから見えてきたもの、そして現地視察でも、やはり早急な施設整備を求めていくというのは、この委員会の意見として出していくと。その中でまずは余裕教室を教育委員会、執行部また教育委員会のほうに求めていくという形で提言書のほうを提出させていただくという形をとらせていただく結論でよろしいでしょうか。

委員（佐藤 豊君） 私はいいですよ。

委員（森本典夫君） そういうことでいけばいいと思いますけども、基本的なこととして役所のほうがこの児童クラブの施設について、どういう施設でないといけないというふうな考えを持っておられるのか、実際に何カ所か施設を回らせてもらって、それからアンケートでもそうですし、市のアンケートでもそうですが、施設がいろいろな条件が悪いというようなことが出ている中で、そういう施設について教育委員会が基本的にはどういうふうに考えとるのかということが大前提だというふうに思うんです。

そういう中で今出たような話も具体的には余裕教室を使っていくというようなことも提言していくということだと思っただけですけども、市としてこの児童クラブの施設についてはどういうふうな基本的な考え方を持っとんかというふうなこと、地域のそれぞれの児童クラブにお任せということにはならんというのが僕の基本的な考え方なんで、そこらあたりもとりあえず前段としてというか基本的なこととして、そこはちょっとなかなか難しいんです、提言としてまとめるのは難しいと思うけども、そのあたりをはっきりさすべきだというようなことを、どういう形で言うのがいいかわかりませんが、基本的なことで押さえていかにゃあいけんというふうなことがあるんで、そこらあたり何かいい表現の方法があって、どう思うとんかというふうなことが大事なんじゃないかなと。それで、その基本に沿えば、改善せにゃあいけん箇所がいっぱいあるわけなんで、そこらについてはどうするんかというところに展開されるんじゃないかなというふうに思う。その中の一つの例が余裕教室の使用というふうなことになってくると思うんですけど。

現在の施設を改善充実ということになれば、予算的な面でもかなりかかるわけですから、

そういう意味ではどのぐらいのものなら市が改善していけるのかどうなのかということも含めて、市としてどういう考え方を持っとんならということが大変大事じゃないかなというふうに思うんで、そこらの表現の仕方をちょっと僕もようわかりませんが、そこが大事なんじゃないかなというふうに思いますが。

委員長（坊野公治君） 市としてはやはりまずはガイドラインの中で広さとかそういった面の基準というのは設けていると思います。そうした中で、この小さい資料です、この現況の中に施設の建築年度とか耐用年数というふうな形で耐用年数が経過している分に関しては求めていかなければならないのかなというふうには考えております。

そうした中で、やはり耐震化ということも考えていけば、やはり教育委員会の答弁の中であった、余裕教室に井原市の場合はあと井原中学校を残して耐震化ということが全て終了しておりますので、その耐震化もクリアできるのではないかなというふうな方針は持たれているのではないかなと。ただ、どうしても学校によっては余裕教室を求めることができない学校というのもやはりあるようには聞いておりますので、その辺のことも含みながら提言させていただくという形になるんですかね、私がちょっと聞いたらおかしいんですけど。

委員（佐藤 豊君） ちょっと僕自身記憶になかなか残っていないんですけど、教育長の議会での質問に対して、余裕教室の活用についてはどのような方向性の答弁があったか、わかればご紹介をしていただければと思うんですが。

議会事務局主任（大山次郎君） 先ほど、教育長というお話だったんですけども、余裕教室で会議録を検索をいたしました、一番最近出とりますのが平成23年9月定例会で、森本議員さんの学童保育施設の耐震診断をすべきではないかという質問に対して、市長の答弁があります。その市長の答弁でございますけれども、市としましては本来のところの事業の趣旨あるいは安心・安全面から考えますと、耐震化が完了した学校の余裕教室を活用していくことが最適だと考えておるところであります。平成19年3月に文部科学省と厚生労働省から放課後子どもプランの推進に当たって、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室の利用や小学校の敷地内での円滑な事業の実施が図られるようにとの通知もあります。したがって、今後老朽施設で活動している児童クラブにつきまして、教室の利用状況を見ながら、可能なところから活動場所を学校の余裕教室へ移行する方向で教育委員会、学校と協議を進めてまいりたいと考えておりますという答弁が出ております。

委員（佐藤 豊君） 今、事務局のほうから調べていただいた報告をしていただきました。

市長は学校サイドと、余裕教室がある場合は協議をしながらそういった活用をしていきたいというような前向きな姿勢のように感じましたんで、市長がそういった方向性で考えてお

られるんなら、我々も積極的に現地視察した現状等々を踏まえて、そういった方向性で訴えていくというようなことが今必要になってくるんじゃないかと思いますが。

委員長（坊野公治君） 先ほど森本委員さんが聞かれた、その市の基本的な方針というのも今の市長の答弁であらわされているのではないかなというふうに思いますので、その辺のことも含めまして提言していくという形でよろしいですか。

委員（佐藤 豊君） 僕はいいですよ。

委員（森本典夫君） 基本的な考え方をというて言うたけども、それじゃあ漠然としとるんで、先ほど来言ようるように、老朽化施設それからもう本当に困つとんだという施設については、市としてかなりの予算をつけて改善、充実しなさいというふうなのを1項入れていただければ、ほんならそこで市の考え方が出てくると思うんで、基本的な考え方も含めて。だから、それぞれのクラブから改善してほしいというふうなところが出とると思うから、そういう意味では、そういうのを思い切って予算づけして、改善充実をしてくださいというふうなのを1項入れたら、それに対してまた回答が来ると思うし、それにプラスの先ほど今市長の答弁も紹介されたけども余裕教室、議長の話じゃないという話じゃけど、ないという中でどうにか余裕教室を利用できるようなことも含めて余裕教室を使うようにというふうな提言もできればというふうに思います。

委員長（坊野公治君） 具体的にどのような提言をしていくかという内容を今ご紹介いただきました。今、森本委員が言われました、老朽化した施設については、予算をしっかりとつけてということをお願いしたいと。それにプラス市長が答弁、以前されてたように余裕教室を積極的に求めていくということを入言に入れてはどうかと。ほかに皆様方からのこういったことを提言していけばいいんじゃないかというような、具体的でもいいと思いますので、ご意見はございますか。

委員（佐藤 豊君） 今、森本さんが言われたこともすごくもつともなことだと思えます。現実的に旧の農協事務所、今お借りしとるというような状況が2カ所とか、あとは保険センターとか、それはそういうのは行政的なところは行政でお金をつぎ込んでもいいわけですが、旧農協なんかを借りてるとかとなってくるところにお金がどれだけつぎ込めるのかということですね。借りてる施設に対して、その辺も判断していかんやあいけんのんじゃないかと思うんです。

森本さんが言うてることは至極もつともだと思えます。けれども、その辺のことまで考えて、どこまで行政が突っ込んだ姿勢で取り組みをしてくれるかということもちよつと考えにやあいけんのんかなというふうには思うんですが。

委員長（坊野公治君） 森本委員が言われたのが、例えば余裕教室があれば余裕教室を求

めていく、無理であれば多分専用の施設を求めていく、例えばそれが多分稲倉の状況なんかでも見れば、あそこは家賃の負担が多いから家賃を市のほうが幾らか負担していただけるか、そういった形で言われたと私はちょっと理解しとるんですけど、そういう形の理解でよろしいですか。

これはちょっと皆さんにお聞きするべきことだと思うんですけども、例えば具体的にこのことというような事例を出すべきかどうかということも私はちょっと考えるんですが。

でも、それを優先順位をつけると、じゃあそこから外れたところが、うちはせんのかとというような形になるかもしれないんで、具体的にするよりはある程度老朽化した施設から年次的にとか順番にとかというような表現でいいのかなのか、皆さんはどのようにお考えになりますか。

委員（森本典夫君） この前、視察に言った中では県主が古い施設を使っている、地元の人いろいろ直してくれようという話もしょうられましたけれども、ちょうど右前に公民館の分館があって、指導者の方もあの分館を使わせてもらえりゃあええのになという話もありましたけど、そのクラブがお話をすると同時に、市としてもあの分館を昼のこの時間帯を使わせてもらうというような話をさせていただいて、あそこが使えるようにしていただくとかというような働きかけもやはり市としてもしていく必要があるんじゃないかなというふうにちょっと感じたんじゃないけども、それは対公民館じゃから、公民館のほうがええ言わにゃあいけんわけじゃけど、その利用時間帯、主には夜使うのが多いというふうなことだろうと思うんで、昼間そういう形で使わせてもらうとかというようなことも働きかけるということで、具体的にどこかを挙げてという話にならんということになれば難しいけども、もしなるならばそういうところはそういう働きかけを市としてもしてはどうかというような話を、言ってみれば文章化するとかというようなことをすれば、より具体的になるのかなと、この前視察した範囲の中では。

委員長（坊野公治君） 具体的にその地区を挙げる、確かに今の県主であれば、その指導員さんも、あれも多分旧農協の支所だと思うんですけども、いまのが旧、旧の支所なんだからかなり老朽化されとるんで、ですから文言としてはその地区の状況に応じてというような形で入れるとか……。

委員（森本典夫君） 新しい施設を求めるとかという形でな。

委員長（坊野公治君） そういった形の文言を入れるという形でもいったほうがよろしいですか。地区を具体的に出すのは私はどうかなというふうには考えるんですが。

委員（森本典夫君） 今委員長が言われたような形で文章化すれば、具体的にどこがあるじゃろうかなあというて考えてくれてんじゃねえでしょうか。

委員長（坊野公治君） では、そういった形で予算もつけていただきながらという、そのクラブに応じた状況ということも考えていただくという形で提言していくという形でのよいですか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） では、ある程度のひな形も考えて、文章のほうはまた事務局と委員長、副委員長のほうで作成させていただきまして、また次の委員会で皆様方に提示して、それをまた議論していただくという形をとらせていただきたいと思います。

そうした中で、この提言書の提出の仕方についてちょっと皆様方に協議していただきたいことがありまして、委員会で決定させていただく提言書なので、委員長名で出すべきではないかというような意見もありました。そうした中で、やはり議会として提出するので、例えば全員協議会で協議をしていただいて決定をいただいて、議長名で提出するのがいいのではないかという意見も、実を言うと済みません、先んじて事務局とまた議長と副議長とも話をさせていただいておりました。そうした中で、私としては委員長名で、委員会の決定でありますので、委員会で決定したことを全員協議会にかけて、じゃあほかの委員外の議員さんがそれはだめというふうには多分ならないことだろうとは思いますが、ですから委員長名で提言書を作成させていただいて、全員協議会で市民福祉委員会はこの提言書を市長宛てというか執行部宛てに出させていただきますという報告をさせていただいて、提出させていただくという手順でいいのではないかなど。この手順はまた議会運営委員会のほうで諮っていただいて、これから先、多分総務文教とか建設水道も提言書を出されるというふうな計画にもされてますので、うちの委員会としては、済みません、私の意見としてはそのような形で、ですからもちろん本会議での議場で本会議での報告という形にもならないとは思いますが、議案でもないですし条例でもありませんので。ですが、委員会として提言させていただくという形をとるのがいいのではないかと思うんですが、これについてやはり委員会としてこの意見を統一していきたいと思っております。

委員（森本典夫君） 今回の委員長の提案でいいと思います。

委員（佐藤 豊君） 私も委員長提案でいいと思います。やっぱ委員会の所管事務として捉えて最終的なそういう意見書を上に上げていくということですから、やっぱり委員長名がいいんじゃないかというふうに思います。

委員（森本典夫君） ちょっと1つひっかかるのは、議運で諮ってというんか、協議してもらってという話じゃろう。じゃけえ、3つの委員会の扱いを議運で決めていくというニュ

アンス。

委員長（坊野公治君） 議会運営委員会では、例えば委員会がこのような提言書を出したときの取り扱いについてを、例えばじゃあ市民福祉はこういう出し方をします、建設水道はこういう出し方をしますということにはならないと思いますので、まずは議会運営委員会で、このたびは、まずはうちが先んじるようにはなるとは思うんですが、こういうふうな形で提出させていただこうと思いますというのを、そこで議会運営委員会の中で、じゃあ全協で諮らにゃあいけないのではないかという意見が出れば、またそこでは審議になると思うんですが。

ですから、この出し方、委員会としての提言書の出し方をやはり議会運営委員会のほうで統一しとくべきではないかなというふうには思うんですが。

委員（森本典夫君） そこらは全体のことを見ながらやっていただきたいと思いますが、例えば調査特別委員会とかというのができたりすれば、それはもう全体で本会議で確認して、それで委員も選んで調査して、最終的には本会議で報告するというふうな形、委員長が報告するというような形で終わるわけじゃけど、それとちょっと今委員長も言われたけど、ただ委員会だけの決まりなんで本会議で報告するということにはなるまあとは思いますが。

そういう調査特別委員会等とのやり方と、当委員会の扱いというのはおのずと違うんでしようけど、そこへ議運がというのが僕はちょっとひっかかる部分があるんで。その調査特別委員会なんかは、当然ながら調べて結果、本会議で報告するという中で議運が絡んでくるというようなことは何かなかったというふうに思うんじゃないけど、そこらあたり事務局どんなでしょう。

議会事務局長（三宅道雄君） 先ほど委員長のほうからもお話があったかと思うんですけども、やはりこの所管事務調査の内容についてそれぞれ3委員会から執行部に対して提言をしていこうというやり方というのは初めてのことであります。今年度が前例になるかどうかというのは別にいたしましても、ある程度の調整が必要だろうというふうに考えます。ですから、各常任委員会の決定事項だけで前に進んでいくのじゃなくて、やはり全体的な流れを調整する上でも議会運営委員会のほうにその都度、必要な都度お諮りして、進行方向についてある程度の調整をすることは必要だろうというふうに考えております。

委員（森本典夫君） その必要な都度というのは、例えば今回市民福祉がこうやりますということで議運でそうしてやっていただいて結構ですというふうな話になれば、ほかの2つの委員会もそういう形でいくということじゃなくて、建設水道、総務文教、その都度という意味、その都度というの、どういう意味。

議会事務局長（三宅道雄君） 総務文教委員会それから建設水道委員会というのは進捗度からすれば、当委員会よりも若干おけているというふうに認識しております。そういうことですから、前例になり得る話でもありますので、その前例を他に周知する上でも委員長が言われる議運の場でこういった進捗状況あるいはこういった手法を使っているんだよという情報共有というのは何らかの場で必要だろうと、それが議運の場が適当ではなかろうかというふうに判断したと、事務局としてはそういうふうに思つるということでございます。

委員（森本典夫君） その基本的な考え方はわかるんですけど、その都度という表現をされたんで、今回はそういう形でいけばいいと思いますけど、その都度というのはほかの委員会もその都度議運へ諮ってやるのか、今回の市民福祉がそういう形でいってよろしい、今委員長が言ようなような進め方でやっていってよろしいという話に議運でなれば、あとの2つもそれでいくということになれば、その都度ということにはならんがなというふうなちょっと疑問があったから質問しました。

議会事務局長（三宅道雄君） 私の申し上げましたその都度というのは、当然今回も含めまして、将来も含むわけですけども、実は翻って過去に行われるべきであつたらうということです。提言というものが、すなわちどういったところまでを提言とみなすのか、要望とどこが違うのか、あるいは提言、執行部に対するアナウンスの仕方についてどういうふうに捉えていくのかというふうなことにつきまして、本来なら3常任委員会である程度足並みはそろって、それに基づいて行程が組まれるべきであつたんですけども、そういったことが行われてなかったということもあります。そういったことですから、その都度行われるべきであつたというのが正しい表現かもしれません。

委員（森本典夫君） わかりました。

今局長からも言われましたように、議運を絡めて進めていっていただきたい。ちょっと僕はひっかかっておりますけども、それで行きましょう。

〈子ども・子育て支援新制度について〉

委員長（坊野公治君） 子ども・子育て支援新制度については、先日、第4回の子ども・子育て会議も開かれまして、ある程度の骨子ということも出ております。これは私としては次の定例会中の委員会の中で審議させていただければなというふうに思っております。

そうした中で、今皆様方にお手元に所管事務調査の提案書ということで、放課後児童クラブの施設整備については今回ある程度、ある程度というか、もう提言書をまとめさせていただきまして作成して、また皆様方に審議いただきたいと思っております。あとは、運営情報と管理

運営体制ですね、指導員の確保とか、その件をその施設を除いた面について今後は調査研究をまた引き続き会期中の委員会もしくは閉会中の継続調査として行っていきたいと思います。それについて、また執行部への質疑事項また資料要求についての希望というか、これをとりたいたと思いますので、まずは放課後児童クラブについて、続きまして子ども・子育て支援新制度についての執行部への質疑事項、または資料要求についての希望を19日、来週の金曜日、19日まで各委員さんのほうで書いていただきまして事務局のほうに提出をしていただきたいと思います。それを取りまとめまして、また本会議開会日の委員会のほうで協議いたしたいと思います。

委員（森本典夫君） 子ども・子育てについては、この前僕も意見を上げたんですが、それ以後、ほかの委員さんからの意見はこの委員会で見られるのかなあというふうにしたのと、それからこの前の子ども・子育て会議では計画案が提示されて、それをいろいろ意見が出される中で、次の11月だったかに開かれる子育て会議の中で加筆したものでまた協議するというので、最終的にはその計画案を子育て会議として提案をすると、答申するという運びになると思うんですが、一つはこの子ども・子育て会議ではなくて、新制度そのものについて市として条例をつくってこれを進めていくというふうになっているわけで、そういう意味ではこの子ども・子育て会議の中ではその条例をつくるについては全くといっていいほどかわらないと。意見は何ぼうか出してもらうけれどもという話は課長しょうられましたけども、そういう意味では条例をつくる上で、僕も提言を意見を言うつもりですが、そういう観点で条例をつくっていただきたいというようなことになるんで、おくれにおくれで全国的には9月議会で見られるところがあるようですが、井原の場合は今のとこどうなるのか、4月1日からということになつとるけども、それもおくれるんじゃないかなというふうに思うけども、そのあたりを委員会をよく煮詰めてできるだけ早く、条例をつくってできてしもうたらもうこちらの意見を言ってもはっきり言うて入る余地なしというふうに思うんで、そういう意味では早目に委員会としての意見をというんか要望というんか提言をまとめて出さなきゃいけないというふうに思うんです、今时期的には。

じゃから今回、前回の委員会の以後、皆さん委員の方もああいうふうなこと、こういうふうなことというのがおありではないかと思うんで、出していただいてそれでそれを早くまとめて委員会として、特に条例をつくるのにどうかというふうなことが大変かわることなんで、具体的になってくるから。だから、それをできるだけ早くこの委員会としての意見も幾らか入れてもらって条例をつくっていただくという意味でも早くすべきだというふうに思っているんですが、そのあたりどうでしょうか。

議会事務局長（三宅道雄君） 条例案ができてしもうとる、議会近いわけですから、その

ときに直してくれというて言やあえんじゃないんですか。

委員（森本典夫君） いや、そんなもんじゃねえじゃろう。

議会事務局長（三宅道雄君） 制度的には。

委員長（坊野公治君） 子ども・子育て支援新制度の条例案、森本委員さんからは先日、要望の案というのが出ております。言え、ほかの委員さんからはまだ出られてないという事実もありますし、このプランについてはある程度の骨子が固まっているというのは、私もこの前の会議に出させていただきますして、お話は聞かせていただきました。ただ条例案についての今、森本委員が言われてた条例案についてのことは審議されないということでありますので、その条例案についてのこの委員会として意見を出すべきではないかというふうなご意見が出ております。

委員（佐藤 豊君） 私としては今回の所管事務調査として、この9月議会でいろいろ議論が出てくると思います。そういったことを集約した中で、素案ができたときに、また議会サイド、議員として意見を言う、そういう流れでいいと思う、私はですよ、そういうふうに思います。ですから、条例に対して今どうこうというようなことは僕としては差し控えます。

委員（森本典夫君） 子ども・子育て会議は、先ほども休憩のときにも言いましたけれども、計画を立てて、それを答申する、そこまでじゃから、だからそこから先は子ども・子育て会議の及ぶところではない。僕が考えているのは、全国の自治体がこのことについて自治体でつくる条例もあるわけで、その自治体でつくる条例について、より子供や保護者にとっていい条例をつくっていただきたいという観点で今つくろうかという時期なので、こういうことを議会、委員会としては考えているんで、そういうことも取り入れていただきたいなというふうなことで提言する、申し入れという話もありましたけども、僕は提言のほうがええと思うんじゃけど、そういうふうにして、その中、全く取り入れられないかもわかりませんし、一つでも取り入れていただけるかもわかりませんし、それはもう相手側次第じゃから、だから議会として市民の立場に立ったよりよい条例をつくってもらうためには当然のことながら、そういう機会がたまたまあるわけですから、できるだけ早くそれを執行部に届けるといってやっていければなど。ですから、皆さんもしっかり意見を出していただいて、それをまとめていければなどというふうに思っております。

委員（井口 勇君） 新制度も本当にはっきり内容もわからないので、素案を見てからでもよいと思います。

委員（森本典夫君） 素案というんが、何のことを言よてん。

委員（井口 勇君） じゃけえ、執行部から条例の。

委員（森本典夫君） 条例はもうぼんと出てくるんじゃけえ、素案も何もありませんよ。ここも素案というて言っちゃうけど。条例は9月議会に出るようなこともねえと思うけど、12月議会か3月議会、もういよいよ4月からするんなら12月議会、4月1日から進めるとすればよ、曲がりなりに。おくれおくれとるからどうかわからんけど、遅くとも12月議会には出てくると思うんじゃけど、それは何も素案でなくて、条例案が出てくるわけじゃから、素案と案とは全然違うよ。

委員（佐藤 豊君） 素案は訂正をしたいと思います。案が出たときにこの委員会等々で、この9月の常任委員会等で議論しますので、そういった議論の中でいろいろ皆さん、各議員がいろいろ問題点とかいろんなこうしたほうがいいのかという思いが出てくると思います。そういったことを血肉にしながらそのときに自分としての修正案なら修正案、そういったことも述べていけばいいんじゃないかというふうに私は思います。

委員（森本典夫君） たびたび言うけど、全国的にこれとこれとこれ、こういうことについては、国からいろいろ方針は出とるわけじゃけども、そういうことについてはそれぞれの自治体で条例化しなさいよというようなことになって、それが今進められているわけで、そういう環境の中で条例をつくっていくような段取りを今しようわけじゃから、だからそういう中で先ほど来、言ってますように関係者がよりいい、そういう条例ができるようになるように、議会として意見を言うというのがいい機会だと思うんです。

それを逸したら、今言われたように案が出てから直しゃあええがというふうなことも当然あると思いますけれども、たまたまつくるんですよということになつとるわけだから、それぞれの子育て支援課も条例をつくっていかんやあいけんというふうなことをはっきり言われますし、ですからそういう中で条例をつくるについては、こういうふうなことはぜひ取り入れてくださいよ、考えてやってくださいよというものを言うのは議会の本当に基本的な活動の一つじゃないかなというふうに僕は思うんですけども。案が出てからというのは基本的話ですわね、議会運営の基本的話じゃけど、たまたま今回は全国的にも自治体で条例をつくってこの子ども・子育て新制度を運用していきましょうということになつとって、そういう流れの中でやっているわけで、そういう意味ではそういう機会が僕はあると思うんで、そういう中で議会委員会として意見を言うたらどうかということで、この所管事務調査についてもかなり力を僕は入れているというふうに思っているわけです。

以上です。また、言うかもわからん。

委員（上野安是君） 子ども・子育て会議で子ども・子育てプランを今練られようという話で、その子ども・子育てプランに基づいて条例がつけられるわけですから、子ども・子育てプランの内容を、内容というか、今森本委員が言われるのは、その審議会というか、子

ども・子育て会議に対して何か物申したいみたいなように聞こえるんですけど、そうではないんでしょうか。

委員（森本典夫君） 子ども・子育て会議の先日のそれこそ素案が出されたんですけども、その条例作成についての内容は一切出ていない、計画じゃから。子ども・子育て会議の基本的な計画が出されたんで、傍聴された方は坊野委員長だけかな、この中では。だから、その中ではその計画が皆さんどうでしょうかということ、それに対する意見や要望が出されたわけで、その条例についてのことはもう一言も出なんだという状況の中で、ですから会議の中で出されたことに対して、委員会がああじゃこうじゃというような内容では100%ありません。

委員（佐藤 豊君） 森本さんが出されたというのは、条例に関してのご意見を出されたというふうに理解したらよろしいんでしょうか。

委員（森本典夫君） 先ほど来言ってますように、それぞれ全国的にも、このことについてはこれとこれとこれとこれは自治体で条例で決めなさいよということを国の方針としてうたわれとるわけだから、その中へ言うてみれば条例は法律ですから、その法律をつくるについてのこの前、僕は意見数点出しましたけども、そういうことを加味して条例をつくってくださいよというふうな意味のことを言っております。

委員（佐藤 豊君） 審議会等々で会を重ねて、条例以外のことで子ども・子育て支援新制度ということ協議されてます。その後に条例をつくられるという中で、その条例をつくる時に議会サイドからの議員の立場でこういうことを私は思っています、思っていますということを、ほいじゃあそれがテーブルの上へ乗ったときには、ある意味で言えばその協議会の中での足かせになる、このことも抜いちゃあいけんだ、これも意見としてあるんじゃないことになってしまうと、審議会全体のいろんな意味でのハードルとか形、いろいろなってくると思うんです。じゃなくて、それは審議会のほうで審議会サイドとして専門家の方々が集まって意見を集約して一つの意見は出てくるんじゃないし、条例をつくる専門家の人はそういった意見を集約しながら、こういった形の条例をつくっていく流れになってくると思うので、その後に議会としては議会として案に対して修正するあれがあるわけですから、そういった形でやっていったほうがスムーズに物事がいくんじゃないかと私は思うんですが、どんなんでしょうかね、皆さん。

委員（森本典夫君） 子ども・子育て会議の会議を傍聴されてないからそういう話が出ると思うんじゃないけど、全く会議の中で論議することについてどうこうということでもないし、また今後の会議の中でも条例についての論議は100%されないという話なんで、それが会議の委員さんに足かせになる、手かせになるということはもう100%ないと思います、そ

れが会議の中で出されることはないわけじゃから。じゃから僕は4回じゃったか、全部会議を傍聴しましたけども、僕はこの前の会議で何か条例について話が出るのかなというふうな期待をして行っと思ったんじゃけど、全くそれがなかって、後、課長に聞いたら条例についてはその会議では一切出ませんという話でしたから。ですから、今後の5回目の会議の中でも手かせ足かせになるような事務局からの話も全く出る可能性はないと思ってますんで、それが障害になるということにはないと思います。

委員（佐藤 豊君） そうすると、その会議はそういった流れになってくる。ほいじゃあ、その意見というものは条例をつくる人に対しての注文というか、提案というか、提言ということで理解しとけばよろしいんでしょうか。

委員（森本典夫君） そのとおりで、条例をつくる人、いわゆる市に対しての提言ですね。提言というんか、要望というんか、意見というんか、いろいろあるでしょうけど。じゃあ、その会議に対してああせえこうせえじゃというようなことは一切言えませんし、言うべきではありませんよ、100%。

委員（佐藤 豊君） 僕自身もまだ勉強不足なんですけれども、今回の新子育て支援制度については、都会を中心のニーズというんか、基本的につくられつつある制度というふうにして、余り井原市には、極端なことを言えば大きな影響は少ないような取り組みのように理解しとるんです。その中で地元の審議会に携わっとる人もそんな中で条例は関係なしでの井原市としては今後こういったものをつくっていこうという真摯な協議をされとると思うんです。それを吸収して執行部のサイドとしては条例をつくっていこうという流れになっていくように思うんです。

ですから、そこに余り条例にこれをやりなさい、これをやりなさいというような提言というのは余り僕自身は、その前に条例ができる前にしなくてもいいんじゃないかというふうには思うんですが。

委員（森本典夫君） 今回たまたまこういう条例をつくりなさいよと。それから子ども・子育て新制度に移行するについてはという話になっとるわけじゃから、そういう意味で各自自治体で条例をつくっていくことになっとるわけで、先ほど佐藤さんが言われたように、待機児童を少なくするためにということでかなり内容はそういう内容になっとるわけじゃけども、じゃから直接井原市に関係ないこともたくさんあるし、そう変わったことはないというように課長の説明を聞いたときにも話がありましたけども、それは全くそのとおりだと僕も理解しておりますが、たまたま条例をつくるという過程の中で、議会としてそれに対する意見の要望を提言を出せる、言ってみればチャンスがあるわけで、そういう意味ではより井原の法律をつくるについて議会として委員会として言ってみればこうしていただければえん

ですがなあというふうな話を上げることは、市民にとって市民の立場に立ったら議会として当然できるチャンスがあるわけじゃからするべきじゃというふうに僕は思うんですが。

委員（河合謙治君） 前回のちょっと前に説明を受けたときにも、国からのあれが非常におくれていると、執行部としてもまだ国からの方針がアバウトなんで、市としてもまだ煮詰まった意見とかというのは一切今のところないけど、従来のあれに基づいてある程度の枠としてはこういう形でということで説明を受けたと思うんですけど、それから何カ月かたっておりまして、今さっき言われたように、審議会でいろいろな条例をつくるための意見とかというのはいろいろ出てるはずなんですけど、それを加味してつくるサイドの人の意向っていうのもある程度は考えられると思うんですけど、その人たちがどういうふうを考えているかっていうのは、考えている段階であって、まだ形として何か文面化されないと、それがいいのか悪いのかの判断もつかない状態だし、自分らが思っていることが入っているかも入っていないかもわからない状態なんで、ある程度の条例案の前にも、どれぐらいのときにそういう条例案が出るのかというのも一つのあれなんですけど、12月中までに出るのか、いやもうおくれてしもうて来年の3月ぐらいに出るのか、その辺も問題になるとは思うんですけど、ある程度の案では非常に変えにくいという話になれば、案のその前のもう一つ前ぐらいの大枠の案というぐらいのところで条例を考える人たちの案を出していただいて、それに対して意見を言うなり提言していきなりというふうな形をとらないと、今のままでは何せ何もかもがアバウトな状態なので、言いたいことはたくさん、これを入れてくれ、あれも入れてくれというのはあるんですけど、それが果たして入っているのか入っていないかの判断もついていない状態なんで、その辺がある程度枠がわかるような形のときに再評価というか、意見を言わせていただくような形をとってもいいんじゃないかなとは思いますが。

委員（森本典夫君） ちょっと誤解されとるようなんで、ちょっと言うときですが。

子ども・子育て会議の中では、その条例については、先ほども何回も言ようになりますように一切出てこんし、その意見をこの条例はこういうふうにしよう思われますからというて、議会に出る前にこういうふうな条例を考えておりますから、皆さんどうでしょうかというのは当然出しゃあへんし、そういう状況でないわけ、この4回の子育て会議の中で。じゃから、条例を考えるのは、その会議の中でなくて、執行部が考えるわけじゃから。じゃから、執行部が会議の中で諮って決めるという問題でないんで、じゃから今ちょっと誤解されとるようで、条例についての論議は全く4回されてないし、今後もされないということですから、条例についてはもう全く委員の意見を聞くことにはならんわけ。基本計画を練るための諮問を受けとるから、それに対して答申をするということになつとるんで。

じゃから、しつこいようなんですけど、条例をつくることは執行部が考えて、今までの流れで

すと、12月議会か3月議会にこの条例の案が出て、皆さんどうでしょうかという話がぼんと出てくるだけの話なんで、そういう意味では先ほど来言ってますように、そういう流れの中でおくれにおくれとるけれども、12月に出すか、3月に出てくるかわかりませんが、それをもうこれから執行部が考えるわけですけど、その考える中で議会として委員会としてこういうことが取り入れていただければいいんですがなという話を執行部にするという話なんで、僕はそういう考え方でああいう提言しとんですけども、皆さんにお尋ねしますけども、この所管事務調査、この項目についての所管事務調査についてはどの程度のことを考えて今まで来られたんでしょうか。

委員長（坊野公治君） この所管事務調査を始めたときに、済みません、私も含めましてなかなかどのように取り組んでいくかということの意思統一というのがちょっと少しできてなかったのかなというのは委員長として反省する点ではあります。申しわけなかったと思います。

ただ、そうした中でやはり所管事務調査していく中で、改めて制度のこと、そして条例のことについて委員会として提言していくという今ご意見を森本さんのほうから提示していただきました。今事務局のほうからもご説明があったように、これをまた新しく条例をつくるときに、委員会としてこの条例について、もしそういうふうな委員会としての意見がまとまるというか、委員会として意見を出すのであれば、それは提言することができるというふうにも言われております。条例でありますので、本会議のほうに上程されれば、恐らくこの委員会に付託されますので、委員会のほうで審議していくという形にはなるとは思いますけれども、こういった機会もありますので、条例案に対して委員会として提言していくというご意見が森本さんのほうから出ております。

委員（森本典夫君） 前回、その6項目を出した時点で、その内容を皆さんに配ったと記憶しておるんですけども、その内容について、何もご意見、要望もなかったと記憶しております。ですから、そういう意味ではそれにプラスの皆さん方が、よりその条例にかかわらん問題でも意見を出して論議をしていければなあというふうに、今回幾らか要望が意見が出るかなと期待もしておりますけども、今時点ではないようですが。

なかなか複雑な問題なんで、難しい問題なんで、そういうことも含めて、あのときには一言も何も言われなかったんで、そのままそれで一応いくかなというふうに思っておりますし、それからたびたび言ってますように、できることを市民の立場で議会としてやっていくというのは議会の最小限の務めだというふうに僕は思っておりますので、ぜひ取り上げて、その中の全てということにならなならならんで、こういうことは言うていこうやあと、提言していこうやあと、新たにこういうことも足していこうやあとという話を児童クラブ

と同じように出していくというふうにしていただきたいなと思います。

委員長（坊野公治君） 今、森本委員さんのほうから、この条例案に対しての要望と、今後市民の皆様方の意見として出していこうというご意見がありました。これについてこのように今森本さんが言われたような形で取り組んでいくという形の進め方でよろしいでしょうか。

委員（佐藤 豊君） 森本さんが前回出されたのも僕も一読はしとったと思うんですけど、頭に残ってなかったと、大変失礼なことを言ってると思うんですが、そういった意味で私はあくまでも条例案に対して今までも条例が決まったことも何ぼうかあります、そういったときにそれに対して議会サイドから条例に対してのご意見を言った記憶というんか、また言われたような記憶もなくて、最終的に議案、条例案が出されたときに議会のほうで審議したり意見を言って、最終的に決をとって、案から条例になるという形で推移しとったということがありましたんで、余り今回のことについて条例のどこまでを頭に入れてなかったのが事実です。

今後つくられる条例がどのような条例になるか、今のところ一切わかりませんが、私の考えとすれば、そんなに変な条例を執行部が出すとは到底思いません。審議会のほうの、先ほども繰り返しになりますけども、審議会等々でいろんな議論の中でこういった条例が本当に適切じゃないかというような条例案が出てくると思います。それに対して議会サイドの一員としていろんな思いとか、そのときに出した、頭に浮いた日ごろから考えているご意見が言えれば、そこでそれが当てはまって修正というところまでいけばそうでしょうけれども、そういう段階でいいんじゃないかというふうに思いますんで、私は今現在この委員会として所管事務の中に条例案を別段入れなくてもいいんじゃないかというふうに思っております。

委員（井口 勇君） 条例案が出て、森本さんが要望されているようなことが取り入れられていけば言うことはないわけなんですから、私ももう条例案を見て修正はできるんですから、それでいいと思います、基本的ななんで、修正議決は。

委員長（坊野公治君） ただいま条例案に対して委員会としての要望を提出する、その必要はない、2つのご意見が出ておりますが、今ここで結論を出すのは難しいのかなというふうに私はちょっと考えるんですけど、いかがですか。もう少しちょっと考えていただくと、この件について。一応予定では開会前にもう一回委員会を開きたいというふうに考えております、学童保育の件に関して。そのときまでにこの件について皆さんに持ち帰っていただいて、それこそ本当に条例に対しての提言、要望を出すべきかどうかということを含めて考えていただいて、そのときまた議論をさせていただきたいと思いますけれども、その取り扱いでいかがでしょうか。きょう決定するべきという方もいらっしゃるれば、またそういうふうな

形もとりたいたと思います。

委員（佐藤 豊君） 私は委員長の差配に任せます。

委員長（坊野公治君） では、次回までにこの子ども・子育て支援新制度に関する所管事務の考え方について、また検討していただいて次回の委員会のご意見をいただくという形をとらせていただきたいと思います。

〈その他について〉

議会事務局主任（大山次郎君） 今ご決定いただきましたので、それより前に19日までに所管事務調査事項の提案書ということでそれぞれ希望があれば出してほしいというお話が決まられたと思うんですけど、放課後児童クラブについては、よろしいかと思うんですが、子ども・子育て支援新制度、こちらについてはどうするかという、ただいまの決定に合わせて。

委員長（坊野公治君） この質問事項と資料要求について。

これに関しては、もう次の委員会で決定という形……。

議会事務局主任（大山次郎君） 子ども・子育てについては、次の委員会のごときに考えとあわせて提出いただくと。

委員長（坊野公治君） はい、いうことでよろしいですか。

委員（佐藤 豊君） 次の委員会はいつの予定です。

委員長（坊野公治君） 済みません、次の委員会をちょっと済みません、事務局との話で24、25、26の3日間のうちどれか1日で行いたいと思うんですが。

じゃあ、24はあるんじゃないから、25、26で、どちらか。

委員（森本典夫君） 僕は26がよろしい。

10時から。

委員長（坊野公治君） いや、時間も。

委員（森本典夫君） まだわからんの。

委員長（坊野公治君） ご都合。

26日、ご都合の悪い方いらっしゃいますか。

委員（佐藤 豊君） 今のところ大丈夫だと思います。

委員長（坊野公治君） では、26日の10時からという形で次の委員会を開かせていただきたいと思います。

済みません、ちょっとその他の事項になるかもしれないんですけど、そのときにさきに議

論していただきました放課後児童クラブについての提言書については、それこそ素案という
か、まとめさせていただいてご議論いただきたいと思います。

また、そのときにこの子ども・子育て支援新制度に対する条例案に対しての要望について
の取り扱いについてを議論いたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、済みません、ちょっと長くなったんですけども、以上で本日の市民福祉委員
会を閉会いたしたいと思います。ちょっとなかなか仕切りが難しくて、済みませんでした。
ご苦労さまでした。

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

平成26年 9月26日 開会 10時00分 閉会 13時05分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

坊野 公 治 荒 木 謙 二 河 合 謙 治 上 野 安 是
佐 藤 豊 井 口 勇 森 本 典 夫

4. 欠席委員名

な し

5. その他の会議出席者

(1) 議 長 宮 地 俊 則

(2) 事務局職員

事 務 局 長 三 宅 道 雄 事 務 局 次 長 岡 田 光 雄
主 任 大 山 次 郎

6. 傍聴者

(1) 議 員 なし

(2) 一 般 なし

(3) 報 道 なし

7. 発言の概要

委員長（坊野公治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

〈所管事務調査について〉

〈放課後児童クラブについて〉

委員長（坊野公治君） 先日の市民福祉委員会で協議させていただきました放課後児童クラブの施設整備についての提言書のほうを、委員長、副委員長、事務局のほうで作成させていただきましたまして、お手元に事前に配付させていただいておと思います。まずは、これについて、皆様方からのご意見をお伺いしたいと思います。

済いません。その前に、多少修正箇所の方がありますのでお願いしたいと思います。

ページ数4ページ、上に表がありまして、下の文章に入っの2行目、市内全体で「33.7%」、これ済いません「19.9%」の間違いでございますので修正のほうをよろしくお願いいたします。あと、上の表の小学校が並んでいる順番と、次のページのアンケート結果における地区別の並び順のほうが統一されておられません。これについては、5ページ、6ページの並び順が井原市における行政順の並びでありますので、4ページの小学校の並び順を5ページ、6ページの行政順の並び方のほうに、また正式なときには修正をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、この提言書の内容について、どなたからでも構いませんので、皆様方からのご意見をお願いいたします。

委員（佐藤 豊君） パソコンのほうへ送っていただいて、一読をさせていただきました。そうしたことから、全体的にはよく視察内容、またアンケートをよくまとめていただいたものになってるというふうに思います。また、提言につきましても、こうした提言でいいんじゃないかというふうに理解をしております。

委員（森本典夫君） 大変よくまとまっているなというふうに思います。それで、提言のところですが、1、2ということで提言がまとめられておりますが、児童クラブで直接行ってお話を聞いたりしたのと、それからアンケート等でいろいろ保護者や指導者からの声が出ております。1については、そういうことについて、市において行うことというまとめになっておりますが、その際、市として各児童クラブの保護者や指導員の声をしっかり聞くようにという内容の文章を入れたらどうかなというふうに思いました。ずっと役所のほうとしても聞いとられると思いますが、この委員会としては、より具体的にアンケートとって、どこがどうだとか、ここがどうにかならんかとかというような具体的なのが出てきたんですが、それを具体的にちょっと書くことには、提言でするのでならんと思いますけれども、そういう意味からも、役所のほうとしてもそういう実情をつかんでいただいて、この提言のようにしていただければというふうに思うんで、各児童クラブの保護者や指導員の声をしっかり十分聞いていただきたいというような文章を入れたらどうかなというのが1つです。

それから、先ほどちょっと言いましたが、具体的に各クラブから、こういうところがどうもどうにかならんかなという声が出とるんで、たまたま行ったのは4施設だったんです

が、それ以外のところで緊急性があるようなものがあれば、具体的に載せるのがどうかなどというふうに思いますけども、そこらあたりで何かより具体的な提言になるようなことが考えられないかなというふうなこと、2点を感じました。

委員長（坊野公治君） 森本委員さんのほうから、提言の①について、アンケートの意見などをとったことに関して、市として保護者や指導員の声を聞くようにという文言を入れるというふうな形のご意見がありました。

濟いません。この文章を少し読み返して、皆さんに提示した後、また修正するというのもおかしい話だとは思ったんですが、課題と提言について、大体2項目、入れさせていただきとります。そうした中で、まずは最初に、根拠というんですか、老朽化に関しては法的根拠がありますので、まずは根拠が示せるのではないかなというふうな形で事務局とも話してたんですが、1について、例えば市の責任において整備改修を行うべきものであるというのがどこに根拠があるのかということをもうちょっときょう議論しなければいけないのかなというふうなことを考えておりました。そうした中で、先ほど森本委員さんが言われた、アンケートをとって、保護者、指導員の意見があったというのは一つの私は根拠になるのではないかなというふうにも考えますが、これについてほかの皆様方はどのようにお考えでしょうか。ちょっとご意見をお聞きしたいなと思います。

委員（佐藤 豊君） アンケートの中にそういった要望もあって、今回重立ったところといたら怒られますけども、視察をさせていただいて、生の声を聞かせていただいて、運営委員会だけの収入というたらおかしいですけども、それではなかなか対応できない。そいじゃあ、それを全部保護者に負担をかぶせていくのかというようなことになると、井原市が本当に子育て施策に対して真剣に取り組んでいってるのかなというクエスチョンになると思うんです。そういった意味で、行政も応分な、そういった協力というんか、対応をとってもらいたいという思いも、視察内容のアンケートから、また声からここにうたわれとると思うんで、僕はこれでいいんじゃないかと思えますし、そういった意味合いでこの提言というのは行っているんだという方向性でいいんじゃないかと思うんですが。

委員長（坊野公治君） 整備改修面に関しては、運営面についても関連するので、このたびは施設整備、また施設整備の提言書を提出した後は運営面についてのまた提言という形になっていくと思いますので、その辺も踏まえてご協議いただければなというふうに思いますが。

委員（佐藤 豊君） 濟いません、たびたび。

課題のほう、8ページのほうの課題のほうで、各放課後児童クラブの運営は、それぞれの各団体が行っている状況であるが、児童の安全を確保するための施設整備の側面について

は、各団体に任されるのではなく、市の責任において整備改修を行うべきものと思われることというふうな形でも言われてますし、それからあと、問題は、それは今のは施設のことなんですけども、稲倉で聞いたのは、20人を1人でも欠けたときには補助金が大幅に削減されると。そういったことでの運営面ですよ。そういった面での運営面でのフォローアップというんか、フォローをどうこれから行政にお願いしていくかということも大きな今回視察した中での課題だったと思うんです。そういうこともこの中に書けるのかなというようなことは思ったんですけど。

委員長（坊野公治君） 運営面に関して、施設の改修のほうと関連づけるとすれば、例えばこれから先の運営面に関して、これは委員会として協議していくことなんですけれども、例えばもし仮にそういう話になれば、公設公営を求めていくという形になれば、それはもうもちろん整備改修は行政のほうが行うというふうになることですし、例えば今までどおりの各児童クラブでの独自の運営という形にするのであれば、じゃあどこまで市が整備改修に対して責任を負うのかという面も絡んできますので、少しこの運営面を含めて考えるのであれば、この整備改修についてどこまで今行政に対しての要望、提言をしとくべきかなということもちょっと考えていくべきかなとは思っておりますので、先ほども言いましたように、老朽化に対しては、耐震とか耐用年数という根拠をもって提言するという形ができるんですけども、整備改修を行政がしなければならないという、やはり提言するのであれば、根拠が必要なかなというふうなことも思いますので、その辺の、先ほども申しましたように、森本委員さんが言われた、保護者と指導員の声というのも一つの根拠にはなるとは思っていますので、それをもってしてここで提言していくべきか、それともまた次の運営面に絡めて提言していくべきか、ちょっとその辺をご協議というか、ご意見をいただきたいと思うんですが。

委員（佐藤 豊君） 7ページなんかに、よくまとめていただいて、保護者の声というコメント区分というところで、まとめていただいとるのが声だというふうに思うんです。そういったことで、それは保護者の声という形でここでわかるんじゃないかというふうに思うんですが。ですから、市のほうに市民福祉委員会として出す場合でしたら、施設整備とプラス運営の補助、運営に対する手助けといった形での提言という形で出したほうが、視察した内容として、施設の指導員の皆様方から声を聞いたことを反映できるんじゃないかと思うんです。施設だけの問題じゃなかったと思うんです、今回の視察の中での指導者の皆さんの声は。そういったことも含めての提言にしたほうが、委員会として所管事務調査としてやったことの意味合いがもうちょっと重たくなるんじゃないかというふうにも思うんですが。

委員長（坊野公治君） もちろん運営面とかそういうことに関しての提言は、また次の第2ステップとして考えております。そうした中で、ここで施設整備に関して提言する内容と

して、老朽化した施設に対しての提言はしていくと。ただ、現在使われている施設の改修に対しては、少し運営面も絡むので、今ここで提言するべきか、例えばもうこれを全部、例えば各項の老朽化した施設に対するだけの提言にとどめておいて、改修に対しては運営面に対してのときと同時に、運営面も行政がするのであれば、改修は行政がするべきということしていくべきか、ちょっとそのあたりを考えていただきたいなとは思いますが。

委員（河合謙治君） 運営面ということになれば、非常に見えない部分が多い。施設ということになれば、見れば老朽化してるかとか、ここを不自由しているなというのが非常にわかりやすいので、まずは施設のほうで提言を投げかけて、運営面は各団体で運営のやり方が違うので、それを把握してからでないと、提言内容というのはなかなか出しづらいんじゃないかなと思うので、そこまで十分理解した上で出そうと思えば、非常に長いスパンが要る。だから、どこの段階で提案するのかということであれば、ことしじゅうにやるのか、来年の2月、3月なのか、いやもっと長いスパンで考えるのかということになれば、まずは今期中にというか、ある程度の提言はしていきたいなというのが思いますので、だから施設面、見た目の施設面から、まずこの提言していくほうがいいんじゃないかなと思えば、やっぱりここに書かれているやつで非常によくまとまっているんで、基本的にはまずいいんじゃないかなと思ってるんですけど。

委員長（坊野公治君） 改修についてもこのままの文言でいいという。

委員（河合謙治君） これでまずは第1段階として提言をさせていただくということで、僕はいいと思っております。

委員（井口 勇君） 施設面ということで、運営面は今後のでいくということで、よくまとまっていて、私はこれでいいんじゃないかと思います。提言の内容につきましても、コメントの要約とかを出されておりますので。

委員（森本典夫君） この提言を見て、これでいくのかなということで理解はしたんですが、先ほどの委員長の話では、運営面ではまた後ほど提言としてまとめていくというふうなことだったと思うんで、そういう意味では、流れとしては、どのぐらいの期間で運営面について提言していくというふうなお考えなんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

委員長（坊野公治君） 流れといたしましては、まずはこのたびは、9月議会ということで予算も絡むということでもありますので、まずは施設整備でこのたびの施設整備に関する提言書というのを出させていただこうという話は以前させていただいたと思います。その中で、運営面に関しては、この9月議会の常任委員会、また閉会中に委員会を開かせていただきまして、できれば12月、もし12月が無理であれば、この皆さんの任期中の3月議会までには運営面に対しての提言というのを最終的には出していきたいなというふうに考えてお

ります。

そうした中で、これはちょっと後から話、皆さんにご提案しようとは思ってたんですが、この施設整備の提言書を出した後の今後の調査について、運営面に対しての現状把握をしなければいけない、アンケートをとっておりますので、井原市内の運営状態にはある程度把握はできるんですけども、例えば近隣他市町の状況も調べていかなければならないというふうには考えておりますので、そのアンケートをとって、それをまた参考にして研究するという形で、遅くとも3月議会には、また運営面に関しての提言を出していきたいというふうには考えております。

委員（森本典夫君） わかりました。

なかなか運営面でまとめていくというのは大変だろうと思いますし、アンケートでも一定程度それが出てるのと、それから4カ所でいろいろ話を聞いてもそういう面が出てきましたけども、できるだけ早くということが、また重要ではないかなというふうに思うんで、できれば、今、委員長が言われたようなことも含めて、いろいろ調査研究も今後して、12月議会中に出せるように努力をしていくのがいいのではないかな、年度末で、12月でも予算の大枠は決まってるわけですが、遅くとも12月議会ぐらいにというふうなテンポでいくほうが、より効果があるのではないかなというふうに思いますので、そこらあたりはちょっと意見として言っておきます。

それから、僕が①について保護者や指導員の方にいろいろ声を聞くようにして検討してくれというふうな意味合いのことを言いましたけれども、今、議論の中に出ましたように、アンケートでそのあたりは出てるんですけども、これはあくまで市民福祉委員会がアンケートをとった内容でのまとめになってますんで、そういう意味では、こういう提言を向こうが受けるについて、本当にどうなのかという生の声を聞くのが大変大事だろうというふうに思います。したがって、委員会が行ったアンケートプラスの実際にそれぞれのところのクラブの生の声を役所のほうで聞いていただいて進めていくというのが、アンケートで出ておったことをより以上にこういう声があるんだなという理解も深まるのではないかなというふうなことで、皆さんの声を聞くというのが大変大事だということで、そういう一文を入れたらどうかなというふうなことを言ったわけで、そういう意味では、生の声を、役所としても活字上だけの、委員会がやったアンケートの中の、そういう活字上だけのことでなくて、生の声を聞いていただければ、より一層①の提言が生きてくるのではないかなというふうなことを思ってますんで、そういうのも入れられればなというふうなことも感じて提案をいたしましたので、そこらあたりも含めて判断をしていただきたいなというふうに思います。

委員（上野安是君） 先ほどちょっと委員長の考えではなくて言ってたんですけども、環

境整備において、行政においてその責任を負うものというところの、どうも根拠が乏しいような気がして、ということは、その前の8ページの課題のところですよ。施設面に関する課題というところで、施設整備の、日本語もちょっと難しいというか、施設整備の側面という日本語がちょっとよく、私がわからないんですけど、これは施設整備についてはでもええと思うので、わざわざ側面をつけてるのがよくわからないんですが、確保するための施設整備については各団体に任せると、今はほんなら各団体に任せとんかという、その辺は100%各団体に任せてるのではなくて、当然のことながら、大きな改修とかというものに関しては、市も当然のことながら関与もしているし、だからそれがためのことも含めて、多分補助金というか、そういった形で出ていると思うので、軽微なものについては、今までどおり、その運営母体というか、児童クラブのほうでやっていかにゃいけん、もらってる限りはやらにゃいけんのかなというふうなところもあるので、要は今の課題を受けての提言①について、先ほど森本委員ほうから、保護者や指導者の声をとかというところも、これの①のほうに含めてということもあったんですけど、私とすれば、どうも①のほうは、ほんなら根拠がどうも難しいかな。今の段階ではですよ。ちょっと根拠に乏しいかなということで、それだったら、もう②の、要は老朽化しているもの、耐用年数過ぎたものについては、少なくとも市の責任においてしっかりと対応してくださいみたいな格好の提言で一本でまとめたほうが受け入れやすいというか、受け入れてもらいやすいのかなというふうには思うんですけども。

委員（森本典夫君） ①についてですが、実際、法律に基づいてこのとこずっと児童クラブの内容を進めてこられたわけで、その法律に基づいた中でアンケートによるような声が出されとるわけなんで、そういう意味では、法律どおりいきよる今の状況で、いろいろどうにかしてほしいという声が出てるんで、今、上野委員からも出ましたように、いろいろ協議の中でも、議論の中でも、大きいものについては市が何ぼか考えにゃいけんというようなお答えもあったと思うんですが、そういうことも含めて、まあまあの改修工事については、法律上云々かんぬんというよりは、井原市として児童クラブをよりいいものにしていく、それから保護者、指導員の方々が少しでもよくなったなというふうなことにしていくためには、市として法律上はここまでということになつとるけれども、井原市としてはちょっと横出しをして、こういうふうなこともやっていこうということに持っていくのがこの①だというふうに、僕は理解してますんで、そういう意味では、こういう提言をされるというのは大変意義深いもんだなというふうに思ってますんで、こういう提言を向こうが受けた場合にどういうふうに反応されるかというのは大変注目をするところですし、こういう提言をすることは大変意義があるなというふうに思ってるのと、先ほど言いましたように、横出しも含めて、

井原市はよその市に比べてこういうことまでやってくれるようになったというようなことになれば、この委員会の提言が生きてくるのではないかなというふうに思いますんで、そこらあたりで頑張らにゃいけないというふうに思ってます。

委員（佐藤 豊君） 関連性がどこまであるんかわからんのんですけれども、子ども・子育て新制度の中の放課後児童クラブの対応のところ、いろいろ今後、予算がどう地方においてくるのか、その予算を放課後児童クラブの施設整備等々とか運営の補助金の拡充とか、どこまでそこが反映されてくるんか、ちょっと僕自身もまだ全然わからんのですけども、そういったことを考えるときに、この委員会として、各施設にお邪魔して声を聞いたことは、この12月中に早目に執行部のほうに提言しとったほうが、その後の予算組みにしても、その後の対応にしても、4月実施に伴うことなら、早目に提言していたほうがいいんじゃないかというふうには思うんですが、その辺の今の子ども・子育て新制度との関係性を十分理解してませんが、そういった方向性の中に、そういったことも、放課後児童クラブの拡充とかというようなこともあるんで、早目に僕は提言を執行部のほうに提出しとったほうがいいんじゃないかというふうには理解しとるんですが。

委員長（坊野公治君） これを書いたというか、これの一つの提言内容の一つの条件というのが、例えば現在の運営状況を基本とした、現在の運営状況の中でのこれは提言という形になると思います。ですから、現在の運営状況の中で、施設整備に関してこれを提言していくという形は、私は必要なことだろうと思います。ただ、運営状況を新しく提言していくことを含めて今後の議論をする中で、今この提言をしとくべきかどうかというのを、ちょっと私の中では考えるところではありますので、例えば委員会として、極論なんですけれども、公設公営を市に求めていくのであれば、もうこの施設整備についての改修、改善というのはもう行政が負うものというふうにイコールになると思うんですが、現在の各クラブに運営状況を任せた状況において市がどこまで関与するのであれば、この提言というのは、私はしていくべきだろうと思いますので、ですから、今この段階で、運営状況をこの先提言していくという状況で、これを今書いておくべきかどうかということを、ちょっとご相談という形なんですけれども。

今後……。

委員（森本典夫君） そうなん。そあんこと言うたら、ちょっと混乱しちゃうで。

委員長（坊野公治君） 混乱します。

委員（荒木謙二君） 以前、この提言書をつくるに当たっては、施設面の改修のことに特化して、運営面は今後、この9月議会等々で委員会の中でやって、今年度中、この委員会の皆さんがおられる中で、また新たなる提言ができればというふうな、勉強していこうという

ふうなことでやってきとったと僕は認識しとんですけど、それであれば、施設面においては、この提言書というのはこのたび出して、内容については、今ご議論いただいとんですけど、こういった形で出していくというのが、前の委員会からの流れじゃなかったかなと。運営面は、また別な、これ以降、施設面については、この9月議会において執行部のほうへ出そうというふうなことで来とったと、僕は思っておりますので、これは今回提出すべきというふうに思っております。

内容については、初めからアンケート結果等々、それから保護者、指導者さんのご意見等とあります。森本委員、執行部のほうも現場へ行って生の声を聞かれなさいというふうな一言を入れたらということも言われとんですけど、子ども・子育てニーズ調査というのも、市のほうが発表されとんのは26年3月に発表されとんで、当然、そういった意見というのは聞かれとんかなというふうにも、施設面含めて、状況は違うかもしれませんが、全く聞いてないというふうなことはないんじゃないかな。入れるとしたら、アンケートの結果というのは、当然今、さっき言いましたように出とんで、一緒に委員長とこの提言書を、事務局と一緒に作りながらした者としては、ええ提言書ができとんんじゃないかなと、私は思っております。

委員（佐藤 豊君） 私も、この提言書でいいというふうに思ってるんです。最初に言いましたように。私、今、副委員長のほうが、運営面のことについては今後という形で進めておたではないかというようなことも、今言われたんですけども、現実的には視察をさせていただいて、そういった中の声では、施設整備だけでなくて運営面についても声があったというのが現実なんです。その運営面の件についても、来年度待たなしの状況に今なってるのが、稲倉なんかの声だったと思うんです。そういったことを考えたときには、早目にそういったことを提案していてもいいんじゃないかというような思いがあるわけです。そのことで、先ほどから繰り返し発言をさせていただいている状況です。ですから、このことを、まず今回の委員会を出して、次は12月中までに、次の運営面での提言書をまとめて出していこうという流れをきちっと明確にすれば、それでも私はいいいというふうに思っています。

委員（上野安是君） 当然、環境整備について、市が積極的に関与してもらいたいと、関与せにゃいけんという部分というのは非常に同意するわけなんですけど、日本語的にどうか、要は、断定で市に責任があるよと。だから、市が責任をとるべきだみたいな言い方をしとる、そこの日本語が非常にひっかかるので、それに関しては、もともとの根拠がなくて、いきなりそれは市に責任があるぞというような言い方をしてるようにも受け取れるので、ちょっとそこのところは、本当に日本語というか、気持ちとすれば、積極的に関与ししっかりし

てほしいよという気持ちはさらさら当然持つておるんで、それを否定するものではないんですけど、ちょっとどうなのかなというところ。

それと、保護者、指導者の意見をしっかりと聞きなさいよというのは、要は市が聞くのは先ほど副委員長言ったように、ニーズ調査をして聞いているよと。それから、我々が結果的に、今回アンケートをとってしっかりとそれは聞いた、その声を反映して、この提言に結びつけてるので、結びつけた提言の中にまたそれを加えるというのは、ちょっとどうかなというように思いがしているということです。

委員長（坊野公治君） それでは、皆様方のご意見をお聞きして、この提言書は、この①、②という形で提出させていただくという形でよろしいでしょうか。

その中で、文言についてのご意見が出ておりました。森本委員さんが言われた保護者、指導者の意見を聞いてという文言を入れたらどうかというご意見、またその中で、今までのアンケート調査とかニーズ調査でそれはこの中にも含んでいるのではないかというご意見がありました。この件について、どのような形で。

委員（佐藤 豊君） 子育て支援課で話をしたときに、ここの放課後児童クラブの指導者の方からこういう話を聞いたんですがというたら、それはもう十分聞いとります。僕らが視察をする前の話ですよ。ということは、先ほど、荒木副委員長のほうが言われたように、担当部署としては、それだけの各放課後クラブの実情というものはもう把握をされとるというふうに認識してもいいんじゃないかというふうに思うんです。今、森本さんが言われる、本当に丁寧に保護者の声を本当にとということでの文章を入れというのはわからんことはないんですけども、担当部署もそれだけの情報収集、また我々も今回アンケートをとらせていただいて、こういったアンケート結果というものをここに掲載させていただくとということでは、イコール保護者の声をここに反映しているというふうに捉えていいんじゃないかというふうに思うんです。そういった意味で、この内容でいいんじゃないかというふうには思うんですが。

委員（井口 勇君） 私も、先ほど言いましたように、この内容でよいと思います。

委員長（坊野公治君） では、あえて入れないという形、これを全て含んでいるという形でと考えると、この文章で出させていただくということでもよろしいでしょうか。

委員（佐藤 豊君） 私はよろしいです。

議会事務局主任（大山次郎君） ちょっと意見として、端から聞いとんですが、先ほどの副議長が言われました1項目めなんですけれども、各団体が行っている状況であるが、児童の安全を確保するための施設整備の側面については、各団体に任せるのではなく、市の責務において整備改修を行うべきものと思われる。

委員長（坊野公治君） 課題のほうね。

議会事務局主任（大山次郎君） 実際、市のほうがやっとするのもあるじゃないかという副議長の意見ございましたので、それ事実だと思います。そういった事実がある中で、どうなんでしょうか。今は、この使用者の方の意見というものを根拠、今済いません、唯一それが根拠で、そういう声があるからやりなさいということをおっしゃるんですけども、実際、そうやって市が大規模改修については手を入れているという事実もある中で、先ほどの副議長の意見、断定的にこのように言いつ放しにしているのかというのは、非常に私も委員長、副委員長と一緒にやって、ここまでつくったんですけども、少し弱いのかなということを感じました。果たして、これを執行部に出したときに、提言書という形である以上、やはり単なる要望書ではないので、先ほど委員長言いましたように、やっぱり根拠が要るのかなと感じます。佐藤委員も、先ほどちょっと最初、運用費用に対して施設修繕の割合がどうなのかというようなことをおっしゃられたので、そこら辺は確かに研究していけばいいところなのか、根拠のあたりは感じられるところなんですけど、いかがなんでしょう。皆さんのご意見で作り上げたものでございますので、今こういう形になっておるんですけども、流れとしては、放課後児童クラブは必要であるということを最初に確認して、皆さんの声を聞いたら、施設面について非常に不満など多いところがあった。そこに対して、現地調査行きました。現地調査行ったら、確かにひどかった。提出していただいた資料によって見てみたら、やはりそれは耐用年数が過ぎていて非常に危険な建物であったという流れになっています。この流れにおいていけば、2項目めの安全確保、施設の安全については非常に問題があるということは、ある程度、理論立てができるのかなとは思えるんですけど、確かにちょっと1項目については弱いのかなというのが、先ほどご指摘を受けて、今さらながら感じるところなんですけれども。

執行部が受け取ってどう思われるか。単なる声を聞いた要望だなというふうには、やはり実効性があるというか、向こうの、執行部側の心を動かすというのはおかしいですけども、確かに言っているような事実があるなというふうな論じ方をすれば、言いつ放しになるかなという感じはせんことはないんですけど。

委員（森本典夫君） 我々議員の基本的な考え方、自分の考え方なんですけど、やはり市民の方々がどういうふうにかんがえるのか、それが基本になって、そのことについて、言ってみればぶつけていくのは執行部のほうへですから、そういう意味では、実際にアンケートもとって、実際に現地へ行っていろいろ生の声を聞いてきてこういう内容でまとめられとるんで、そういう意味では、その声を執行部に届けるという意味では、こういう内容で、僕1行入れたらどうかということでしたけれども、それはそれとして、多くの方がもうこれでいい

だろうということですので、それでいけばいいと思うんですが、結局、関係者の切実な声なんで、それを委員会として取り上げてやっていって、そっから先はまた向こうが、こう言っておるけれども現状では無理だというふうな判断をされるのか、そういう声が、向こうも聞いてるということですので、こういう声があるんで、より一層今までよりはちょっと広げてやっていくかなというふうな判断をされるかというのについては、この提言を受けての、また向こうの判断だろうと思うんで、そういう意味では、皆さんの声を吸い上げて、直接、言ってみれば向こうへぶつけていくということについては大変いいことだと私は思いますし、それを向こうがどう判断されるかは、それは向こうの考え方ですから、それは向こうの考え方、判断を待つしかないというふうに思いますが、これはこれで十分、皆さんの声を根拠にこういう提言をしているということですので、余り悩むことはねえと僕は思うとるんですが。

委員（上野安是君） やっぱり市民の方の声を聞いて、それを吸い上げて執行部へ届けるというか、こういうふうにやってくれと届けるのは、当然、議員として当たり前のことだとは思いますが。ただやっぱり、それで市民の人がそうやって言よるから、執行部、行政にそれ責任あるよという、もうここで言い切ってしまうて、だから責任ありますよというか、本当に何も、見れば見るほど根拠が、責任があるという言い方をしとる根拠がねえというように思うんです。本当に日本語の話なんですけど、責任というのを、どうもちょっと私がひっかり過ぎとるのかもわかりませんが、やっぱりそこは責任が本当にあるのかということになっていって、そこは余りまだ、この委員会でもその部分は、こうこうだから、やっぱり市が積極的にというか、積極的にやらにゃいけんというのはわかるんですけど、市に責任があるという押しつけ方というのはいかななものかなというのが、どうもひっかかっていけんのですけど。

委員（森本典夫君） 僕も不勉強でちょっとようわからんですけど、打っ立てから考えて、それぞれのクラブの場所を決めるについては、打っ立てですよ。どこが決めるんでしょうか。

委員（上野安是君） それは、今の形からいえば、各運営。

委員（森本典夫君） 打っ立てのときから。

委員（上野安是君） ですね。ただ……。

委員（森本典夫君） クラブを起こそうというふうに決めたときに、まだ組織もできてねえわけじゃけども、準備会かなんかで、例えば木之子の場合は、幼稚園の空き教室があったから、要請が出てから、あそこをクラブにしようやという話で、打っ立てでそれで各地域が決めて、市のほうは全く絡んでないんかどうかというところが、僕ちょっと思うんよ。

委員（上野安是君） これ以前の話ですけど、以前の場合は、保護者のほうから、子供を放課後見にやいけまあという保護者のほうから声が上がって、ほならどうやってやっていこうか。まず、場所の選定から話をしに行って、それは多分、市へ来られたか学校へ行かれたかわからんけども、学校のそこがあいとるようなら貸してもらえんじゃろうかというような交渉からスタートしておるので、だからそういう打っ立てからいえば、多分運営というか、やろうとしてる人というか、子供を放課後にしっかり見にやいけんと思うとる人がまとまっているのがもともとスタートだったと思うんです。それを今、法律もできて、上手に行政がかかわってきてくれて、費用的なところも含めて今の形になってるんだらうと思うんですけど。だから、そこが今は、全てそこを行政がこういうふうにはぼんぼんぼんと決めていくということにはなっていないと。

委員（森本典夫君） そういうことになれば、上野委員が言われておりますように、その「責任を負うものとするため」というところがひっかかってくる。行政側が場所を決めるについて、かなりウエートかかって、ここへしたらどうかというようなことを、それぞれのクラブのそのときの役員さんに話をして決めるとかということになってるんなら、この表現でもまあまあいいかなというふうになりますが、そのあたりがそうでないということになって、各地のそれぞれの組織で場所も決めてるんだということになれば、ちょっとそこらあたりもひっかかる部分だなというふうに、今はちょっと思ってますんで、ずっと読んだときには、特に「責任を負うものとするため」というてから書いてるんでも、余りひっかからなんだんですが、ちょっとそこらあたりを表現の仕方をちょっと変えるかというふうにせにやいけんのかなというふうに、今の流れからすれば、ちょっと感じたところです。

委員（佐藤 豊君） 今回、市民福祉委員会で放課後児童クラブを視察させていただいた知多市なんかは、本当に市が教育委員会と協力して、市が施設もきちっと対応していこうという市のスタンスが明確だったと思うんです。東海市の場合の話を聞きました。ほしたら、もう費用は全部ただという中でも、それも行政のほうスタンスをきちっと持って運営しているという背景があるわけです。そういった背景というのは、子育てに力を入れていくということにスタンスを置いてるというあらわれだと思っんです。そういったことから思うと、井原市も、ほいじゃあ本当に子育てにスタンスを置いてるのかといったときに、ほいじゃあ行政のほうとしても、そのスタンスのあらわれとしてはきちっとやってくださいよというのは、僕は議会として提案することに、何らおかしいことではないと。それを判断するのは行政サイドであって、我々はそれをこうこうこういうふうに調査研究した結果としては、行政にそのぐらいの取り組みをもうやってもらってもいいんじゃないかと。だから、そのぐらいのことをやってくださいよという提案で、私はいいいんじゃないかというように思います。

委員長（坊野公治君） 先ほど、今、佐藤委員が言われた分は、今後の運営面に対しての要望についてということで、また今後、次の検討材料にはなると思いますが。

委員（上野安是君） 今、佐藤委員が言われたのは、公設のほうの話もされたと思うので、多分、今のここの委員会ではほんなら公設すべきだということの、言葉をかえれば、市の責任で環境整備する、建物を建てるということは公設なわけですから、それを我が委員会がそうすべきだという提言書になつとるような、極論を言えば。というふうに思うので、そこまでは、多分議論がそこまで煮詰まってない。やっぱり井原市が積極的に関与を当然してほしいし、そうなんだけど、ほんなら責任は井原市にあるから、井原市建ててくれ、トイレも当然きちっとせえ、何とかかんとかせえというような形で、やっぱり責任ということ言うてしまったら、そこまでしてもらわないといけないし、もし市に責任があるんだったら、多分委員会とすればそこまで言い切れると思うんです。それは市が責任あるから、そういうことなので、ちょっと。

委員（佐藤 豊君） ごめんなさい。話が飛びました。

思われることですから。やりなさいということじゃない。思われる。考えなさいよということ捉えたらいいんじゃないかと思うんですが。文章で言うんならよ。

委員長（坊野公治君） 済いません。この文章で、まだあくまで検討材料でありますので、文言の修正までをこの場で議論していただいても、私は結構でありますので、この文言がどうこうではなくて、きょうこの委員会の段階で、ここの文言をちょっと厳しいんで、もう少しやわらかい表現にしようかというご議論をいただいても私は、というか、ご議論いただきたいと思っております。

委員（森本典夫君） いいですか。

こういう議論をし始めて、この文章をいろいろ読んでみて、ちょっとここのところをと思うんですが、放課後児童クラブの設置趣旨からいって責任を負うと考えるためというふうに結ばれると思うんじゃないけど、設置趣旨からいってというのは、設置趣旨というのはどういうことをひっ捕まえて責任があるかと考えるというふうに誘導されたのか。ちょっとそこらあたりちょっと……。

委員（佐藤 豊君） ①ですよね。

議会事務局長（三宅道雄君） 提言と課題とそれぞれ整理してから話をされたほうが、今のは提言のほうですか。

委員（森本典夫君） 提言のほうの、「設置趣旨からいって責任を負うものとする」という結びになつとるわけじゃけど、その設置趣旨がこうこうこうじゃから責任を負うものとするというふうに、どこを捉まえてなったのかというあたりが、上野委員が言われるよう

なことを解決する方法でもあるんじゃないでしょうか。

委員（荒木謙二君）　　まず1個ずつ、課題のほうから。課題の文言ということで。

議会事務局長（三宅道雄君）　　佐藤委員のほうですね。

委員（荒木謙二君）　　上野委員が言われた市の責任においての、「責任」が重たいんじゃないかというふうなことだったと思うんで、文言として、一つの案として、市の責任においての「責任」というのをとって、「市において整備改修を行うべきもの」とすると、ちょっとやわらこうなるんじゃないかなと。文言としてではです。そういった、1個ずつちょっとやっつかんと、あっち飛んだりこっちへ飛んだりしたら、もう一回正副委員長で頑張りなさいと言われるかもしれん。

議会事務局長（三宅道雄君）　　8ページの課題のところなんですけれども、作成に参加させていただいた事務局のほうから言うのもちょっとおかしな話なんですけど、課題、現状を述べるという形になってるとするならば、1つ目の最後に「行うべきと思われるもの」であろうとも、「行うべきものとする」であっても、これは感想になってしまっておって、具体的事実じゃないので、ちょっとそここのとこで、ここで既に、どっちかというと提言の内容に踏み込んだような表現になってしまっておると考えられます。ですから、ここがちょっと整理が必要なのかなと。2番目のポツについては、施設が現にあるよというふうな現状を述べている。現状こそがまさに課題というふうな捉え方ですので、これはいいんですけど、1つ目については、「解消を行うべきものと思われる」とか「行うべきものとする」とかというのは、方向性を示してあるので、課題に対する方向性というのは次のページで提言で示されるべきなのではなかろうかなというふうに思われます。

委員（荒木謙二君）　　文言としては、「改修する必要がある」というふうなことの文言じゃったら課題になる。

議会事務局長（三宅道雄君）　　「改修する必要がある施設が多い」とか。

委員（荒木謙二君）　　そういう文言じゃったら課題になるわけですね。

議会事務局長（三宅道雄君）　　だと思います。

委員（荒木謙二君）　　「市において整備改修を行う必要がある」だったら課題になるんですか。

議会事務局長（三宅道雄君）　　そうですね。直さなければならない施設があるというのは課題の一つでしょう。誰が直すかというのを決定するのも課題なのかもしれませんね。

委員（荒木謙二君）　　なるほどな。

議会事務局長（三宅道雄君）　　切り分けとしては。今そここのところは非常にあやふやで、大規模になってくれば市が参加、補助金出してくれて、小規模な、例えば下水が詰まったと

か水の出が悪いとかというのは自分たちでやらなければいけないというふうな、どこのラインなのかというのが明確でないとかということが、まさに課題なのかもしれません。

それを一切市のほうでやるべきだというのが、あるいは大規模修繕に限って、あるいは大規模改修に限っては市のほうで積極的に行うべきだというのは、やはり次の9ページにかかった提言のほうに、これは委員会、議会としての考え方ですよというところであらわれてくるのかなと。課題というのは、現にある様をそのまま述べるのが課題であって、そこに何らかの議会側のバイアスが入るといのは、本来あるべきではないことなのだというふうに考えます。

もう一つ言えば、そのもともとの話といたしまして、先ほど、佐藤委員が、知多市とか東海市の例を出されましたけども、全体の利用者では19.9%という形のお子さんが利用されていらっしゃる。これを議会としては多いというふうに認識するのか少ないと認識するのか。あるいは、もっともっと利用されたほうがいいというふうに考えておると。それが子育て支援に資することだということがどこかに、確かに4ページのところにちよろっと多い地区もあるというふうなことが書いてあるんですけども、逆に言うと、利用されていない方が8割いらっしゃるということをどういうふうに認識してるのかなというふうな視点が、子育て児童クラブの整備を必要とする根拠としてはやっぱり要るのかなというふうに感じるところではございます。

あくまでここに出ているアンケート調査、いろいろなものは、全て利用者の方のご意向でございまして、利用されていない方たちがどういうふうに認識されとるかというのは全く調査の対象外でございますから、そこらの見解がどうなのかというのを踏まえた上で、高所から議会としてこういうふうに判断したんだよというふうな視点も、議会としては必要なのかなと思うところでございます。

委員（佐藤 豊君） 確かに、局長が言われることはもっともなところがあると思います。知多市とか東海市の実情と、井原市の実情、子供の放課後児童クラブに登録されとる子供の数が、小学校の割合が、井原市の同率程度なのか上なのか下なのか、そこまでちょっと覚えてませんが、そういった実情はあると思いますんで、そういったことも勘案していかなければならない。利用してない人のことのサイドも考えていかにやいけんということはもっともなことだというふうに思います。

そういった中で、子育て支援というものを本当に拡充していかなければならないという、消滅自治体じゃないですけども、本当にそういった社会全体の状況の中で、本当に本市が子育てに力を入れてるというような方向性をきちっとするためには、そういった行政に対しても、議会としてはそういったことについて積極的な関与をしていただくという、そういった

方針も訴える一つの今回の所管事務調査じゃなかったかと思うんです。そういったことを訴えさせていただく内容であるべきだと。そういった中で、今、課題と提言ということでのさび分けというたらあれですけども、そういった課題としてはこういう課題だと。それについて、議会としては提言として、こういうことを今後、行政に望むというふうなことで今言われたので、そういった方向性で文章の末尾を訂正して、今回の提言書という形で出されたらいいというふうに思います。

委員長（坊野公治君） それでは、ご意見が出ております文言、字句について、分けて整理していきたいと思います。

まずは、8ページの現在の放課後児童クラブの施設面における課題について、これの上のほうについて、例えば市の責任の、この責任の言葉が重いのではないかというご意見が出ております。これについて、何かいいご意見というか、皆様方からの案をお聞きしたいと思います。

1つの案として、課題でありますので、各放課後児童クラブの運営はそれぞれ各団体、状況であるが、児童の安全を確保するために、整備の側面については、現在各団体に任せられているので問題であるというので、だからここで、後文の「市において」から後の文言は、多分後ろの提言のほうに入るのかなと思いますので、ここにおいては現状の課題なので、例えば私があればなんですけど、各放課後児童クラブの運営、それぞれ各団体が行っている状況であるので、児童の……。ちょっとつながらん。

委員（上野安是君） 各団体に任せられているというてまでそこで言うたけどそうなのという話。

委員（森本典夫君） 児童の安全を確保するための施設整備の側面については、大規模改修以外は各団体に任せられている。

委員（荒木謙二君） なるほど。

委員（森本典夫君） 小規模はどうぞというて言われよんじゃけ。

委員（荒木謙二君） そういことですね。

委員（上野安是君） 改修以外はですね。そういう日本語が。

委員（森本典夫君） 「任せられている。」じゃろうな。せえで、後の提言につながってくと。

委員（荒木謙二君） 上野委員が言われた施設整備の後の「側面」というのが要らんのではないかというふうな、大分前に意見で言われたんですけど、そのあたりはどうか。

委員長（坊野公治君） この「側面」についてはいかがでしょう。

委員（荒木謙二君） 「施設整備については」のほうがいいんじゃないかというふうなこ

とを言われた。

委員長（坊野公治君） 「側面」はじゃあとるという形で。

では、「各放課後児童クラブの運営はそれぞれ各団体が行っている状況であるが、児童の安全を確保するための施設整備については大規模改修以外は各団体に任せられている。」でくくるという形でよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） 2つ目はこのままでよろしいですか。

委員（森本典夫君） よろしいです。

委員（荒木謙二君） ちょっと済いません。文言でいうたら、上が「ある」でおさまっとんじゃけ、下が「あること」にすんじゃったら、「ある」で閉じたほうがいいんじゃないですか。上が「ある」でとめるんじゃったら。下。「施設がある」で終わる。

委員（上野安是君） できない施設がある。

委員（佐藤 豊君） 大規模改修以外は、各団体に任せられている現状がある。

委員（荒木謙二君） 任せられている。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） では次に、9ページの提言のほうについての文言についてご検討いただきたいと思います。

委員（森本典夫君） いろいろ議論しましたけど、これでいったらどうかと思います。

委員（荒木謙二君） ちょっとごめんなさい。

文言だけでごめんなさい。1で「行うこと」で終わっとんですけど、「行うべきである」という、である調でいったほうが。それだけです。内容は全然、先ほど言いましたように。

委員長（坊野公治君） では、「市において行うべきである」と。

委員（上野安是君） 基本となる施設の改修というのと大規模改修と小規模改修とどがんに線引きするん。

委員（荒木謙二君） 多分、基本的には10万円以下が運営団体で、違うかもしれませんが、10万円以上は市の分じゃないかなと。指定管理団体なんかにも、そういった格好で10万円以下は指定管理団体が行っている。それ以上は市がするというふうなことになります。ただ、それは指定管理団体ではそういう契約上であって、これが児童クラブと市

がどういった契約をしとるかというのはちょっとわからないので、そこまでは定めてないかもしれないです。一応軽微なというたら10万円以下だと僕は認識しています。

委員（上野安是君）　それで、10万円の上下で決められとるところで、ここに書いとる基本となる施設の改修というのは、10万円の下ということ。10万円以下ということ。ここの、じゃけそれは、何言よるかということ、課題のところへ戻って、大規模改修以外は任せられとるわけじゃね、その運営団体に。ということは、要は、大規模改修以外も市がやってくれりゃええがという提言にせにゃいけんわけなので、ここに基本となる施設の改修というのは、それじゃけ。

委員（森本典夫君）　考えるため、次の「その基本となる」を削除して、「ため、施設の改修等」等がいろいろ意味があると思うんじゃけど、「ついては」というふうにしたらどうでしょうか。

疑義がねえように。

委員長（坊野公治君）　それでは、この考えると、その基本となる施設、施設の前の「その基本となる」を削除すると。その前に「その責任を負うものとする」というのは。

委員（上野安是君）　そこは非常に相変わらずひっかかっている。何か解消する。

委員長（坊野公治君）　環境整備について、行政においてその責任を負うものとする文言を削除するかどうか。削除というか、これを入れるべきかどうかという。

委員（上野安是君）　イメージとすりゃ、積極的にかかわってほしいし、金も出してほしいというイメージは間違いねえそうなんですけど、やっぱりそこ、どうも責任という日本語が非常に。

委員（森本典夫君）　委員会の考え方なんで、責任を負うべきものと委員会は考えると。したがって、施設についても直してくださいという話でいきゃええが。上野さん、どう。委員会がそう考えておるんですよと。

委員（上野安是君）　委員会がそう考えるのであればそうなんですけど、私個人としてはちょっと、やっぱりひっかかるので。留保とは言いませんが、ちょっと疑義を言っておきます。

委員（森本典夫君）　ほかの言い方があったら。言い回しが。それがええなということがあるかもわからん。

委員（上野安是君）　だから、結局そこを、「行政においてはその責任を負うものとするため」をなしですよね。やっぱりカットして。

委員（森本典夫君）　「環境整備については行政において施設の改修等に」といくわけか。

委員（上野安是君）　　というか、それでまたつながらんようになったら加えにやいけませんけど、やっぱりそういうことですね。行政においてその責任を負うものと考えてええんか
どうかというのは、やっぱりちょっと、やっぱり疑問です。

委員（森本典夫君）　　市においてというのがダブるけん。今度は行政において、市においてと。

委員（上野安是君）　　本当に責任が。

委員長（坊野公治君）　　では、「責任を負うべきと考える」という文言を入れるか入れないかという話なんですけど、行政において責任を負うべきかどうかということを委員会として入れるべきかどうかという話をさせていただいてるんですが。

委員（上野安是君）　　やっぱり責任を負わにやいけんのじゃったら、それは負わにやいけんしということで、やっぱり根拠がないので、何かそこを行政が責任を負うんだというのをそこで何か示していただければ、それで納得すりゃ、普通に。

委員（荒木謙二君）　　視察等行きましたら、こういうことを市がやってくださいというふうなことを皆さんお聞きしとると思うんですけど、そういった意味では、行政が積極的にやってくれというふうなことじゃなかったかなと。ですから、改修等については、行政、市において、積極的に対応していただきたいというふうなようなことを聞いとると思うんで、責任というふうなことが問題であるならば、積極的に施設の改修等については市で行うべきであるというふうなことの文言でいいんじゃないですか。

委員長（坊野公治君）　　今、副委員長のほうから、積極的に行うべきだ。

議会事務局長（三宅道雄君）　　積極的に関与する。

委員長（坊野公治君）　　関与する。

　　どうまとめりゃええですかね。

委員（森本典夫君）　　「環境整備については、積極的に行政において関与するものと考え
るため」というふうにまとめたらどうでしょうか。

委員長（坊野公治君）　　「施設の改修」をもう取ってしまって、「環境整備について」という文言だけでいいという。

委員（森本典夫君）　　いやいや、それはつけとかにやいけんのじゃけど、「責任を負う」というところを修正するとして、「環境整備については、積極的に行政において関与するべきもの
と考えるため」それで後、今削除したとこを削除して続くというたら責任がのうなるわ。「関与すべきもの
と考えるため、施設の改修等については市において行うこと」、何じやったかな。

委員（荒木謙二君）　　べきである。

委員（森本典夫君） 行うべきである。上野委員、どうでしょうか。

委員（上野安是君） すべき、べきが続きよるけど、内容とすりゃさういう。

委員（森本典夫君） 提言じゃけ。厳格にいくんがええ。

委員（上野安是君） よろしいじゃないかと思います。

あと、字句については。

委員（荒木謙二君） 事務局とまた2人で。大体のことは。

委員長（坊野公治君） 積極的に関与すべきであるということを入れるという形でいくという形でよろしいですか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） それでは、②について、字句の。済いません、ちょっとこれは、事前に読んで、私のほうから皆様方にご協議いただきたいんですが、下のその際、移行先については平成23年9月議会における市長答弁のとおり、第1の移行先は小学校の余裕教室とし、それが困難な場合は、既存の他の施設を選定する。この「既存の」というのをちょっと入れておくべきかどうかということをご協議いただきたいんですが。

委員（佐藤 豊君） 他の施設ということ。すぐ既存のというので。

委員長（坊野公治君） というのが、「既存の」といいますと、例えばこのたび視察の中で出た県主が、昔のJAを使わせてもらうからというのが既存施設だったと思うんですが、四季が丘のように、新設も含めてあるのであれば、この「既存の」というのを入れとかないほうが、場所によっては全く新しい施設を建てるという話も出てくるかもしれないので、既存であると、新築ということもなくしてしまうのかなと思いますので。ですから、ここは「既存」をとって、「それが困難な場合は他の施設を選定するなど」という形で、済いませんちょっと先に言わせてもらうんですけれども。

委員（森本典夫君） 既存のということになると、選定というのものうならにゃいけんらんよ。他の施設を各地区の状況に応じた対応、施設など、各地区の……。既存のじゃなしに、他の施設を。

委員（上野安是君） 多分、既存のをとりゃ、ちょっとやわらこうなって、他の施設を選定するで、どっかほかのところがありゃ、それがするということで、結局新設はその「など」に入りゃ、日本語としては多分。

委員（森本典夫君） 新設じゃったら選定ということにならんじゃろ。

委員（上野安是君） じゃから、選定も含めてする。「など」に新設を入れる。

委員（森本典夫君） それへ入れるんか。

委員（佐藤 豊君） これは市長の答弁でしょ。答弁を変えられる。

委員（荒木謙二君） 答弁は上のじゃろ。「小学校余裕教室とする」まで。

議会事務局長（三宅道雄君） この「他の施設を選定します」というところまで市長が答えとったんじゃけど、どうなんじゃろ。余裕教室を使うというところまでじゃな。そうなったときに、この選定というのは誰が選定する、市が選定するわけではない。今までの最近の流れからすると、あくまでも運営主体のほうが選ばれとるという形になってます。この選定することを市に求めるのはちょっとおかしな形になってきますので、やはり選定というのは、この場合、全体の流れからするとちょっと整合性がないのかなと思われま。

委員（荒木謙二君） こっから全部、ここの文言をとる。各地区の状況において。

議会事務局長（三宅道雄君） あるいは、各地区の状況において柔軟な対応をとるか。

委員（森本典夫君） 対応をとるべきであるということは、結局市のほうには何も言わんというこっちゃ、これでいきや。各施設の状況に応じて対応せえじゃけ。

委員（荒木謙二君） いやいや。各地区に応じて対応を市に求めとるんですね。市に求めとるわけじゃけ、各地区の状況に応じた対応をとるべきであるでも、これ。

委員（森本典夫君） ええんか。

議会事務局長（三宅道雄君） 「た」を「応じて」にかえれば客体がはっきりするんです。

委員（森本典夫君） ほんなら、「余裕教室とし」、その後削除かな。

委員（荒木謙二君） それが困難な場合は、各地区の状況に応じて対応。

委員（森本典夫君） 「既存の他の施設を選定するなど」が削除か。

それでいこう。ようになったで。それで、各地区の状況、今、局長言われたのどこ言われたんかな。

議会事務局長（三宅道雄君） 「応じた」を「応じて」。柔軟な対応をとる。

委員（森本典夫君） 柔軟な。柔軟な対応をとるべきである。「既存の他の施設を選定するなど」を削除。

委員長（坊野公治君） では、この提言の内容については、先ほど皆様方からのご意見を取り入れまして、文言の修正をしていきたいと思ひます。

委員（荒木謙二君） もう一点。

ちょっと休憩中の話なんですけど、4ページ、「19.9%」に直されたと思うんですが、「33.7%」を生かそうと思えば、「市内全体で1年から3年生までは33.7%であり」、これ「また」が入ったほうがええ思う、「また、非常に高い割合を示している

地区もあることがわかる」にしたら、19.9じゃったら全体じゃから、1年から3年生までが33.7%、放課後児童クラブというのは1年から3年までなんで、その33.7%を生かして、「であり」の後に「また」が入ってきたほうがええんかなというふうに思います。

委員長（坊野公治君）　今、副委員長からのご意見で、市内全体33.7%という数字が多いということを生かすのであれば、ここを「1年生から3年生で33.7%であり、また非常に高い割合を示している地区もあることがわかる」という文言にしたほうが、利用頻度が高いということを強調できるということでもありますけれども、このように変更でよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君）　この提言書に関しては、先ほど皆様方からご意見を取り入れて修正いたしまして、また会期中の常任委員会のために正式なものを皆様方に提案したいと思います。

続きまして、提言書の提出方法についてであります。

これにつきましては、さきの議会運営委員会で協議させていただきまして、お手元の配付資料の中に、議会基本条例の第7章委員会の活動のところを解説つきで配付させていただきとります。この中の解説文の中の、3の解説文の中の後半部分なんですけれども、所管事務調査を積極的に行います。最終的に委員会としての意見集約ができたときは、本会議で委員長報告を行い、必要に応じて政策提案、提言として発信していくことを規定としていますというふうに議会基本条例の中で明記してあるということでもありますので、このたびのこの提言書については、本会議の最終日になると思いますが、委員長報告の中でこの提言書を提出させていただくという形で、市民福祉委員会からの報告ということをお願いしたいと思います。

その中で、提言書を出す方法として、委員長報告でありますので、議案の報告とかと並べて、委員長として報告させていただきますという形で、これを全て読むという形にはならないと思いますので、まずはこの「初めに」の提言書を策定する策定に至った経緯からを報告させていただいて、あとはそれを含めての調査研究を入れて、現状説明における課題を報告させていただいて、最終的に提言という形で、読み原稿といったらあれなんですけれども、ある程度、皆さんにわかっていただく内容で提言書のほうを作成して、本会議でさせていただきますと思いますが、そういう形をとらせていただくことでよろしいでしょうか。

委員（上野安是君） 本会議で委員長報告された、今のこういうふうにやりましたよという、こういうふう意見をもとめましたよという形を報告される。それから、提言書を提出するところまでを報告されるということですか。

委員長（坊野公治君） はい。提言書を提出させていただきますというふうな形で。後で委員会、他の議員の人に市民福祉こういうふうにやりましたよというのを報告すると。要は、後日、別個に、そこは提言書は、それで持っていかれるということですね。だから、今回の本会議は、この提言の内容、市民福祉がこういうふうにとまとめたよというのを議長に対して報告されるということによろしいですね。

委員長（坊野公治君） ということになりますね。

委員（上野安是君） ちょっとこの前、議運での議論で、森本委員がイメージされとったのも今のそれでよろしい。

委員（森本典夫君） はい、いいです。だから、それは議長にということじゃなくて、最終的には執行部へという提言になるわけだと思いますけど。

委員（上野安是君） 今回の委員長報告が、要は議長に対してこういうふう市民福祉委員会はしたよという話と、こういうふうにとまとめたよという話と、今度、執行部に対して提言書を提言しますよというような報告ということなんでしょう。

委員（森本典夫君） それは事務局、どんなかな。提言の相手はどこになるん。

委員（上野安是君） 今のイメージでいやあ。

委員（森本典夫君） 提言はどこに対して提言するか。井原市長殿じゃねえん。

議会事務局長（三宅道雄君） それは今さら事務局にお聞きいただくべき事柄ではないというふうには私は理解しとります。

委員（森本典夫君） 今さらというてもようわからん。

委員（上野安是君） それは、もうあくまでも相手は執行部というか市長なんで、その道筋というか、この前ちょっと私が議運のメンバーじゃないので、そこで話はしなかったんですけど、森本委員が言われたんが、要はそこで報告したら、そこで終わりじゃないんですけど、こうこうこうで、その場で執行部に対してこうこうこうで、ものがみたいな話を議運にかけられたんかなと思うて話を聞きよったんですけど、それはそうじゃのうて。

委員（森本典夫君） この前の委員会でどうするかなという話になって、それで報告しましょうやという話になったと思うんじゃけど、その報告の仕方が、ちょっと僕がこの議会基本条例を改めて見よったら、説明のところの3にこういうのがあったんで、委員会でどうするかなという話より前に、こういう基本条例の解説のところにあるんで、やり方としたらこれでいくべきではないかなという話をしたんです。それで、これでいかにやいけんかなと

というのが今の委員長の話です。

委員（上野安是君）　　ということで、多分今回、他の委員会に先立ってこういう形でやるので、そこから後、ほかの委員会がどういう形、実はこれを、基本条例をつくったときに、こういうやり方でこういうふうにやりましょうとシステム的につくれてないので、多分今回が、えいやあでやってみてどうかなみたいなことになろうとは思いますが、多分、他の委員会も、それがいいかどうかというか、そういう流れでええんかなというのは、ここしか実際には、解説はちょっと置いといて、14条の3項にしか書いてはないんで、あとその辺はきちっと、今後は決めていくべき。それが議運で決めるのか広聴広報で決めるのか、多分、今の流れでいえば議運で決めるべきことだろうとは思いますが、多分決めていっとかにゃ、今後はいけんのじゃないかなとは思う。

だから、今回のやり方は、もうそれでここに書いてあるとおりにやるということなのでオーケーだろうと思います。

委員（森本典夫君）　　そこらについても、全体的に逐条的に解説しとるわけなんで、その解説が妥当なんかどうかというのはまた、どっかの組織でかつちりして、議会基本条例について論議して、逐条的に解説をしとるわけじゃから、その解説が妥当なかどうかというのはまたせにゃいけんのじゃないかなというふうな話も、局長ともちょっとしたんじゃけど、そういうこともしていかにゃいけんけど、当面はこういうことが基本条例で決まっとるわけなんで、まずはこれでいかにゃいけんのかなというふうに思いよるし、ほかの委員会でも、これが変わらん限りこれでいかにゃいけんのじゃないかなというふうに、ちょっと矛盾が出てくるかもわからんけど、そういうことに、改正されるまではこれでいかにゃいけんのじゃないかなというふうに僕は思ってますけど、今後、実施し出して、何ぼかたっし、具体的にこういうなんが出てきたからおいおいということになったわけじゃけど、全体的に見直すところがあれば見直して直していくと、解説も含めて、条文も含めて、そういうのが必要じゃないかなと。それに、これをつくるのにかかわった人というのは、議員さん、大分少のうなとるわけじゃから、そういう意味では、実情に合わせてということも必要だろうなというふうに思います。

委員（上野安是君）　　ということは、今回の市民福祉の一連の流れをもって、それを多分、今これを検討する機関というと、うちでいえば議会運営委員会なので、それは議会運営委員会にうちの市民福祉の委員長から持っていってもらうて、こうこうこうでこういうふうにやったけど、さあどうなんかなというのをちょっと一応どこかで検証ではないんですけど、やっぱりそれでええんじゃろうなというのは、全議員、どっかで共通認識というか、持っておかないと、毎回毎回何かどうじゃったかなというような話になるし、今回の場合、意

見集約はできて、それがたまたま提言という形に結びつきましたが、意見集約で、ああよう勉強したなどで終わることもあるだろうし、多分それも、ここでいえば報告をせにゃいけんような格好には書いてあるので、そこも含めて、もう一回、やっぱり議会運営委員会で基本条例のこの項については、せっかく今動いているので、検討すべきことかなとは思いますが。

議会事務局長（三宅道雄君）　　ちょっとよろしいですか。

技術的なお話をさせていただきますと、地方自治法第104条地方公共団体の議会の議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するというのがございます。これの解釈の中で、対外的には議長は議会を代表する、議会の対外的な意思表示は常に議長の名においてなされるというふうな形になっております。この意見書をどういうふうに取り扱うかということが、この根幹にかかってくることだろうと思うんですけども、もう一方、委員会というのが第109条にございまして、常任委員会はその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。それから、第9項で、常任委員会は議会の議決に付議された特定の事件については、閉会中もおこれを審査することができるとなっております。常任委員会のあり方につきまして、まず解釈の中、議会の内部的な機関として構成されるものであり、議会の案件についての予備的、専門的な審査機能を有すると。議案を提出することもできることとなって、これは改正地方自治法です。議会と離れた独立の意思決定機関ではないというふうな解釈もございます。そういう中で、委員会の関係と議長の、先ほども申し上げた関係性の中で、この議会基本条例の解釈が果たして妥当性があるのかどうなのか。どの程度の法的に重みのある提言書、提案書、あるいは政策提案という形になってくるのかというのは、先ほど副議長がおっしゃったように、あるいは森本委員もおっしゃったように、全体的なご議論を改めていただく必要があるのかなというふうに、事務局としては考えておるところでございます。

委員（佐藤 豊君）　　基本条例の扱いですけども、基本条例を言うことは、一応井原市の表現が当たってるかどうか、法律ですから、それを議決して進めていきよる中で、こういった内容の取り組みというものが記されて進んでいきよる中で、今回初めてここまでの所管事務調査で提言をする状況まで行ったということの中では、先ほど副議長のほうからも、今後のあることあるので、きちっとしたプロセスというものを形成しとったほうが、後に続く各委員会での所管事務調査の提言についてはそれを踏襲していただくことが議会としてはスムーズにいくという意味合いのことを言われたと思うんです。そういったことで、まずは議運のほうで、その流れを協議していただいて、議長が最終的に委員会で提言をつくりましたと。それで、議長にそれを一読、見ていただいて、議長から市民福祉委員会の提言として執行部に提出していただくプロセスができるのかどうなのか。そういう流れでいいのかどうなのか。

か。その辺のことも議運のほうで熟議していただければありがたいなというふうには、今のところの思いとしてはあります。

委員長（坊野公治君） これに関しては今後の課題でもありますので、このたびの市民福祉委員会としては、議会基本条例に沿って提言書のほうを報告させていただきたいと思えます。

また、この原稿については、委員長、副委員長、また事務局のほうで作成いたしまして、本会議中の委員会のほうで、また皆様方にご議論いただきたいと思えます。

それで、それを報告した後に、これはやはり執行部に対して、市長に対して提出をしていきたいと思えます。その提出方法についてですが、市長のほうにアポイントをとりまして、例えば委員皆さんで行くのか、委員長、副委員長で行くのか、その辺はちょっとここで決定しておきたい、この決定をもってして、市長のほうにアポイントをとるという形になると思えますが、早ければ、閉会日かそれに一番近い日になると思えますけども、それは委員皆さん、どのようにお考えになりますか。委員皆さんで行ったほうがいいのか、委員長、副委員長で行ったほうがいいのか。

委員（森本典夫君） 委員長、副委員長で代表して行っていただければ十分だと思えます。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） では、委員長、副委員長で、市長のほうにこの提言書を提出させていただくという形をとらせていただきたいと思えます。

それで、施設整備に関しては、この提言書という形で一区切りという形になると思えますが、今後この放課後児童クラブについての所管事務調査について、今後の調査方法について、また皆様方とご協議をしていきたいと思えます。次は、先ほども申したように、運営形態についての協議という形になると思えますが、それに絡みまして、この9月議会の中での委員会の中での所管事務調査についての質疑事項また資料要求について、佐藤委員、また荒木副委員長のほうからご意見が出ております。これについて、皆様方のご意見をお聞きしたいと思えますが。

この9月議会の市民福祉委員会においては、この放課後児童クラブについてはこの件について資料要求をして、執行部から説明をいただいて協議するという形をとらせていただいてよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） では、これを採用させていただきたいと思います。

委員（森本典夫君） それはそれでいいんですが、調査方法というのは、現地視察、アンケートの実施というのがあるんじゃないけど、またこういうのをするという意味ですか。

委員長（坊野公治君） 済いません。これについては、今定例会、アンケートについてはもう実施したという形で、済いません、ちょっとこれは書いとるんですが、今後の調査について、先ほども私が会議の中で申したんですが、他市町の状況も把握するという形で、これはこの開会中の委員会にはなかなか間に合わないかもしれないんですが、閉会中の調査として、例えば近隣の笠岡であったり福山であったり、浅口市、そういった近隣の現在の放課後児童クラブの運営状況についての調査をするという形はとっていかなければならないなというふうに思っているんですが、それもきょうここでご決定いただければ、事務局を通じまして、近隣に対して調査依頼をかけるという形をとらせていただきたいと思いますとは思いますが。

委員（森本典夫君） 現地視察等々については、今、委員長が言われたような形で行っていろいろ現地の話を聞くということで大丈夫だと思うんですが、アンケートの実施についてちょっと僕は問題提起したんで、これをまた改めてやるのかなという、ここへ載すということとは。ほな、ここを削除してしまうということでええんでしょうか、どんなんでしょうかという話。

議会事務局主任（大山次郎君） 今、この様式は、調査期間を見ていただくとおり、当初に上げたものをそのまま何も変えずに出しておるんです。それがちょっと適当なのかどうか確認をさせていただいて、そのまま継続調査中なので、そのままいくべきなのか、また出すときに内容を変えて出すべきなのか、ちょっとそこは済いません、確認をさせていただいて、削除すべきであればするというところで。

委員（森本典夫君） 調査期間を26年9月からというのにしたのが実情に合うんじゃないかな。

委員（佐藤 豊君） スタートがあるわけじゃね。スタートがあつてということじゃから、その中でのあれじゃから、所管事務調査だから、こういう形でくらのやいけんというのがある。だから、アンケートは済んだんじゃないけど、一応期間内での取り組みという形の中で、このアンケートの実態調査というようなこともここに入れにやいけんかったという。

委員（森本典夫君） 基本的な考え方として、9月議会に対してこういうのを出そうという話なんで、ですから改めて、こういうのを調査研究していこうではないかというような考え方なのか、今、大山さんが言われたように、打っ立てのときにこれが出たってそのままず

っといくのがええのか。僕は、前段じゃねえかなというふうに。調査期間については、9月議会に向けて、所管事務調査としてやっていこうという話になるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこらどんなかな。

委員長（坊野公治君） 事務局、どんなでしょうか。

委員（佐藤 豊君） 調査期間じゃけ。

議会事務局次長（岡田光雄君） 所管事務調査としまして、市民福祉委員会がこの放課後児童クラブを調査事項に取り組むときに、一番最初に、調査事項、目的、方法、期間は一番最初に決定した事項なんで、それはこれでいいと思うんですが、変えずに。今回、9月の委員会のときに、執行部への質疑事項として、資料要求請求としてこれだけのものをしますよということなので、そういう理解で。

委員（森本典夫君） その都度その都度出すということは、その都度その都度、前回は切れとるという判断はしないわけ。その都度出すということは。議会の前に出しよるが。ほかのどこだってそうじゃけど。だけど、今、次長が言われたように、打っ立ての期間をそのままずっと行くのかどうなのかという話なんじゃ。じゃから、その都度、その都度出しなさいということは、その都度、その都度打っ立てが変わるんじゃないかなというふうに僕は思いよるわけ。そりゃそうじゃねえ、今、次長が言われたことなんじゃということになりゃ、一つもこれで問題ない。アンケートというのもここへ載せとつても問題一つもない。

議会事務局次長（岡田光雄君） 既に提案されている調査事項につきましては、継続して調査するときには再度提出をお願いしますという、うちも依頼文を出しております。それについては、毎回出していただく。ただし調査事項、目的、方法、期間は最初に定めたものということでもいいと思います。

委員（森本典夫君） 了解しました。

委員長（坊野公治君） それでは、放課後児童クラブについての次期定例会中の所管事務調査についての質疑事項、資料要求についてはこれで決定いたしたいと思います。

〈異議なし〉

〈子ども・子育て新制度について〉

委員長（坊野公治君） この件につきましては、前回の委員会の最後で、森本委員さんから提出がありました市に対する要望事項についての取り扱いについて、次の委員会で検討するというふうにさせていただいておりました。これについて、この森本委員さんから提出の

子ども・子育て支援新制度導入に対する支援の要望6項目あります。これについて、本日はまずはこれについてのご意見を皆様方からいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員（森本典夫君） 9月の初めだったと思うんですが、子ども・子育て会議が開かれまして、井原市子ども・子育て支援事業計画（仮）というのがあって、平成27年から31年度ということで、計画素案というのがこの会議へ出されまして、たたき台としていろいろ議論されました。そういう中で、9月が4回目の会議だったんですが、あと5回目を11月に予定して、それからあと12月議会で説明資料を出して、それから6回目で答申予定ということで、これが2月か3月になるんじゃないかというふうに、月は言わなんだんですけど、そういう形の流れになっております。この支援事業計画をかなり細かく論議をして、僕も傍聴しましたんで、資料をもろうとるんですが、そういう中で、ここの1から6までにかかわる問題が、この中へかなり盛り込まれているというふうに思いますので、先般では、条例をつくるのにこういうのをという話がかかなり強調されて、自分もそういうふうな言い方したんですが、この仮の計画、計画素案なんかを見ますと、ここの6項目を要望として出しとるわけですが、このことがこの計画素案をつくるについて一定の考え方を示しているのではないかなというふうに思うんで、そういう意味では、この中のもので、これはもう計画素案をつくるについて必要ないのではないかなということについては削除するかというようなことも含めて議論をしていただければなというふうに、改めて思うところです。

委員長（坊野公治君） 前回の議論では、条例案に対してこの要望を出されているという形で私も理解をしとったんですが、今、森本委員が言われたように、前回、子ども・子育て会議で出された計画素案に対しての要望という形で。

委員（森本典夫君） この前はそういう、条例をつくるについて委員会として意見をという話の中で、条例をつくるのに委員会がどうこう言うことにはならんのではないかなという論議もあったと思うんですけど、この6項目について、ここへ目次がずっとありますけれども、この第4章などによりますと、教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制というので、教育、保育提供区域の設定、教育、保育の量の見込みと提供体制、それから地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制という項があって、4章ではそこらあたりが割と具体的に書かれてるんで、そういう中で、僕の要望なんかも取り入れてもらって、一応要望として出して、こういう素案をつくるのに生かしていただけるのではないかなというふうなことで、改めて条例をつくるについては大変基本的な問題で、全国の自治体が条例をつくっていくわけで、そういうのをつくる中で、いろいろな問題が出てくるだろうと思うんですが、この素案をつくるについての僕の要望なんかを、委員会として出していただいて、今年度中にでき上がるだろうと思いますが、答申がされるわけですから、

その中に生かしていただきたいというふうなことを改めて感じましたので、そういう提案にさせていただきたいというふうに思います。

委員長（坊野公治君） どうしましょう、昼。続けていきます。

12時になりましたけど、続けていくのでよろしいですか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） 今、森本委員さんから説明がありました。条例案についてということではなく、この子ども・子育て事業計画、仮なんですけれども、これについてこの中で必要なことについて委員会として要望していくという、方向転換というか、改めて本日提案がありましたけれども、ただこれについては、多分皆さん資料を持ち合わせてない、多分傍聴されてない方には……。

委員（森本典夫君） 傍聴した人だけ持つとるな。

委員長（坊野公治君） 私は傍聴しましたから持ってますけれども、傍聴されてない方については資料を持たれてないと思いますので。

委員（森本典夫君） 膨大な書類で、56ページまである。

委員長（坊野公治君） きょう、ちょっとこれについてここで議論するという形はなかなか難しいのかなというふうに思います。

委員（森本典夫君） 向こうへ言やあくれるんじやろうな。

委員長（坊野公治君） ですから、ちょっと。

委員（森本典夫君） きょうもらうんでなくて後。

委員長（坊野公治君） 午前中に引き続いての協議であります。子ども・子育て支援事業計画（仮）の資料に対して、森本委員さんが出された要望というか、質問事項というんですか、これをどのように取り扱うかということではありますが、先ほど、佐藤委員さんが休憩中に、子育て支援課のほうに計画の資料をというふうに言われたんですが、担当課から連絡がありまして、子ども・子育て会議が終了したということでもありますので、あくまで仮の計画でありますので、修正をかけたというふうな形で、この状態の資料がないということでもあります。ですから、こちらで、私がちょうど持っておりますので、私の資料を焼いていただきたいというふうなお話がありました。次の委員会、例えばこれを、きょう今から焼いて、ここでまた討議するという形にはならないと思いますので、この件に関しましては、この資料をコピーしていただいて、開会日に皆さんに配付させていただきたいと思います。それをもって委員会までに熟読していただきまして、委員会の日に、改めてこの件について協

議するという形でいいのではないかなと思うのですが、そのような形でいかがでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） では、森本委員さんから出されましたこの要望事項、質問事項に対しての取り扱いについては以上のようにさせていただきたいと思います。

それに続きまして、済いません、失礼いたしました。

あと、定例会中の所管事務調査、子ども・子育て支援新制度についての調査項目また資料要求についてなんですけれども、とりあえず本日までに出示された案件につきましては、調査項目については佐藤委員のほうから、新制度における本市への影響について、また影響があればその改善策というふうなことで調査、提出されております。資料要求については、このたびは皆様方から要望が出ておりませんが、資料要求については、先ほど、森本委員さんから言われてた、第4回の子ども・子育て会議の資料が、このたび月曜日に配付する資料になると思いますので、その資料をもって議論をさせていただきまして、執行部に対しての調査項目については、この佐藤委員から提出されました新制度以降についての影響について、また影響があれば改善策についてを上げたいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

また、それプラス追加のご意見があれば、皆様方からお聞きしたいと思いますが。

委員（森本典夫君） 今後の流れについてをちょっと聞いていただければと思います。

委員長（坊野公治君） 今後の流れとは、計画、タイムスケジュールというか。

委員（森本典夫君） そうですね。それをして、答申を受けて、今度はその次の段階に入るんじゃないと思うんじゃないけど、条例つくるとかというようなことになって、今までの説明では、来年度からすぐということにならんような言い方しよりましたけど、実際にそうなんかどうなのかというぐらいのところ、見通しがわかれば。

委員長（坊野公治君） ただいま森本委員さんのほうから、タイムスケジュールを含めた今後の流れについてをお聞きしたいというご意見がありました。これもお聞きするという形でよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） 今まで申し上げた2項目、また資料については、先ほどの資料を皆様方に提出するという形で定例会中の委員会の子ども・子育て支援新制度についての所管

事務はそのようにしていきたいと思います。

本日の議題の所管事務調査については以上となります。

〈その他について〉

委員長（坊野公治君） こちらからはありませんが、皆様方から何かございますでしょうか。

事務局からはないですか。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） 本日の市民福祉委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。